

令和3年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和3年6月17日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名者の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議員派遣について	
日程第4	一般質問	
日程第5	議員定数の改正について	
日程第6	承第 3号	白川町税条例等の一部を改正する条例について
日程第7	承第 4号	過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	承第 5号	令和2年度白川町一般会計補正予算（第9号）
日程第9	承第 6号	令和3年度白川町一般会計補正予算（第1号）
日程第10	議第27号	白川町役場の位置を定める条例の制定について
日程第11	議第28号	白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例及び白川町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第12	議第29号	白川町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第13	議第30号	白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第14	議第31号	白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	発議第2号	白川町議会基本条例の制定について
日程第16	発議第3号	白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第17	発議第4号	白川町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第18	議第32号	財産の取得について
日程第19	議第33号	令和3年度白川町一般会計補正予算（第2号）
	議第34号	令和3年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第35号 令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計
補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 服部圭子君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 嶋田有康君、 6番 渡邊昌俊君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 横家敏昭君、	副町長 佐伯正貴君、
教育長 鈴木雅史君、	総務課長 安江章君、
企画課長 長尾弘巳君、	町民課長 藤井勝則君、
保健福祉課長 三宅正仁君、	農林課長 藤井寿弘君、
建設環境課長 藤井充宏君、	教育課長 大岩裕樹君、
会計管理者 今井健吾君	

6. 職務のために出席した者

事務局長 加藤博史君、	書 記 藤澤憂貴子君、
書 記 今井寧菜君	

7. 会議の経過

（議長 9番 今井昌平君）

○ 議長 おはようございます。第2回定例会ということで、この2回定例会は、今期が私達の最後の最後という最後の定例会となりますので、ひとつ皆さんよろしくお願いをしたいと思います。本日はまず一般質問と、それから発議2号3号2つ、3つです。それから条例の制定とか改定等（訓練放送が入る）ちょっと。（訓練放送が終わるまで待つ）はい、そういうことですので、よろしくお願いします。一般質問と条例の制定、あるいは改定等、今日は、盛りだくさんというかたくさんの議案がございますので、皆様の活発な議論と慎重な慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ご挨拶にいたしまして、本日の会議中はCCネットによる中継録画および広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。それからちょっと議案書ですけれども、議案書の議2号3号最後のほうについてありますけれど、この議案書は、別に配りましたが、これが正当ですので、差し替えということになりますので、それはちょっとご承知おきください。よろしくお願いいたしますと思います。

○ 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議長 ただ今から令和3年白川町議会第2回定例会を開会します。

○ 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 加藤博史君)

- 事務局長 令和3年3月19日、第1回定例会閉会以降の諸般の報告をした。
- なお、地方自治法施行令第180条第1項の規定による「報第1号 社会資本整備総合交付金事業町道中川下油井線災害防除工事請負契約の変更」地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書」、「報第3号 簡易水道繰越明許費繰越計算書」、について、町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「株式会社美濃白川クオーレの里」、「有限会社白川町農業開発」、「有限会社てまひまグループ」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「一般社団法人美濃白川楽集館」、「株式会社佐見とうふ豆の力」の6つの法人から令和2年度事業報告書、収支決算書及び令和3年度事業計画、そして令和3年度3月24日、4月26日、5月25日に執行されました例月出納検査結果報告書が監査委員から議長あてに報告されましたので、その写しをお手元に配布しておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。
- 議長 ただちに本日の会議を開きます。
- ◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、6番 渡邊昌俊君、7番 細江茂樹君を指名します。
- ◇日程第2 会期の決定
- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議長 お諮りします。
- 今期定例会の会期は、本日から22日までの6日間としたいと思います。
- これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
- よって会期は、本日から22日までの6日間と決定しました。
- 議長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。
- 町長。
- (町長 横家敏昭君 登壇)
- 町長 令和3年第2回白川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員の出席をいただき、ありがとうございます。今年は梅雨入りも早く、季節が一段と進んでいる感さえいたします。例年より早く咲いた梅の花は、七十二候の梅子黄(うめのみきばむ)の頃、となりました。同時に春告鳥でもあります、ウグイスが鳴かなくなる季節にもなったわけでございます。またあと1週間をいたしますと、

夏至ということであり本格的な夏が到来をいたします。行政の1番の重要な任務は、町民の生命財産を守ることにあります。豪雨災害が心配される時期でもあり自治協議会、消防団とも連携を図りつつ、防災対策に追われており、かつコロナ禍で、その対応も進めております。今月8日、全国水害サミットがウェブ会議で開催をされ、本町にも参加依頼があり参加をいたしました。赤羽国土交通大臣の挨拶から始まり、近年の災害体験が各自治体からあり、特に避難行動についての報告は、多くの教訓を得ることができました。

さて私にとりまして、今定例会が最後の町議会定例会となる予定であります。町長就任以来、毎月、月初めに、町ホームページに町長メッセージを町内外に向けて発信してまいりました。内容は皆さん、すでにお読みいただいていることであり、今さら申し上げることではございませんけれども、町の紹介と自身の考え方を示しており、これが町政執行の指針でもあります。特に聖徳太子が定めたという十七条憲法や、あるいは論語の一節を、町長たる心得として引用させていただき、自戒の意味で発信をしております。ただ残念なことはこれについて議会で一度も一般質問がなされなかったことであり、一方。共感をいただいた方も多くあり、町外からは町財政への多額の寄付をいただいております。

この8年間、町長としての職務を曲がりなりにも務めさせていただいたことは多くの町民の皆様の寛容なる心でご理解をいただき、ご協力をいただいたことに尽きると感じ、改めて町民の皆さんに御礼を申し上げるものであります。また議会の皆さんにも、町政執行の基本である当初予算案の賛同はじめ、車の両輪のごとく、ご支援をいただいたことに感謝を申し上げます。「この秋は、雨か嵐か知らねども今日のお勤めに田の草を取る」という答弁をさせていただきました。なお、その気持ちは今もって同じでございまして、まだ残る任期を、一生懸命務めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案について説明申し上げます。

本定例会に提出をいたしました議案は、専決処分した事件の承認について4件、条例の制定について1件、条例の一部改正について4件、財産の取得について1件、令和3年度一般会計補正予算第2号1件、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第1号1件、令和3年度地域振興券交付事業特別会計補正予算第1号1件のあわせて13件を上程しております。承第3号および第4号では、専決処分をしました条例の一部改正について承認を求めるものであります。

承第3号は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、白川町税条例の一部を、そして承第4号は、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、白川町固定資産税の特例に関する条例の一部について、それぞれ所要の改正を行っております。急施を要したため、専決処分といたしておりますので、承認を求めるものでご

ざいます。

承第5号は、専決処分をしました令和2年の白川町一般会計補正予算第9号について承認を求めるものでございます。この補正は2億2540万円を追加して、補正後の予算総額を76億1952万円としたもので、庁舎整備基金に2億円、地域振興基金に2540万円を基金積立とすることとしたものでございます。歳入においては地方譲与税、各交付金の確定に伴う調整と特別交付税の確定に伴い地方交付税を1億7569万円追加するとともに、ふるさと応援寄付金に2704万円を追加するなど、歳入金額の確定に伴う調整を行っております。

承第6号は、専決処分をしました令和3年度白川町一般会計補正予算第1号について承認を求めるものでございます。この補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として3694万円を追加し、補正後の予算総額を60億6694万円としたものでございます。議第27号は、条例の制定で新庁舎建設候補地に関する方針決定に伴い、白川町役場の位置の変更に関する条例を廃止し、白川町役場の位置を定める条例を制定するものであります。議第28号から議第31号は条例の一部改正であります。議第28号は、デジタル社会の形成を図るための法整備に係る法律の改正に伴い、本町に関係する条例を改正するもの。議第29号は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免に対する国からの財政支援が延長されたのに伴い、保険料の納期期限を延長しようとするものでございます。

議第30号は介護保険事業の人員、設備及び運営基準に関する省令の一部改正に伴い、介護保険事業における感染症や災害の対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取り組みの推進と人材の確保、介護現場の革新等に関して定めるものでございます。

議第31号は地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、中小企業者の資格にひとり親控除の要件を追加するもので、それぞれの所要の改正をしようとするものであります。

議第32号は、財産の取得であります。購入以来17年余を経過した老朽化した佐見デイサービスセンターの介護浴槽の更新について議決を求めるものであります。

議第33号は、令和3年度白川町一般会計補正予算第2号であります。今回の補正では1億4633万円を追加して補正後の予算総額を62億1327万円とするもので、当初予算編成以降に生じた、会計年度任用職員の人事異動に伴う人件費調整のほか、所要の補正を行うものであります。主な内容といたしまして、総務費では新型コロナウイルス感染予防対策経費、三川自治協議会へのコミュニティ助成事業補助金、町長町議会議員選挙、衆議院議員選挙における経費等を追加し、民生費では、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金を追加、衛生費では、医療従事者

応援事業に対する負担金、医療機関の実施する新型コロナ感染対策に対する補助金、新型コロナワクチンの接種費用などを追加、農林水産費のうち林業費では、林業作業道の開設に対する補助金の追加、商工費では、プレミアム付き地域振興券発行に係る経費、清流の国ぎふ推進補助金の事業採択に伴い、クオーレの里コテージのW i - F i 環境整備費用を追加、土木費では町道維持修繕工事費、改良工事費を追加、消防費では消防詰所における新型コロナ対策経費、消火栓更新補助金などの追加、教育費では、学校および町民会館における新型コロナ感染予防対策経費等をそれぞれ計上し、その他当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対する歳入予算としまして、国庫支出金で1億1237万円を増額県支出金では954万円を増額、諸収入では130万円を増額。繰越金では2311万を追加して収支の均衡を図りました。

議第34号は、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第1号であり、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金として20万円を追加し、補正後の予算総額を9億2120万円とするものであります。

議第35号は、令和3年度地域振興券交付事業特別会計補正予算第1号でプレミアム付地域振興券の発行に伴う事務費及び換金代として、1億8697万円を追加し、補正後の予算総額を2億2847万円とするものであります。

以上、本定例会に提案いたしました諸議案について、その概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして、補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位の賛同により議決を賜りますならば全力を傾注して的確な執行を図ってまいる所存であります。何とぞ議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なる協力を賜りますよう切にお願いを申しまして私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、4名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、1つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願いを申し上げます。

○ 議 長 3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 皆さんおはようございます。議長より発言を許していただきました。質問に入らせていただく前に、一言申し上げたいと思います。

本日、町長をはじめ私たち議員にとっても最後の定例会という予定でございます。そして任期最後の登壇となります。この4年間、支えてくださった方々、活動を共にしてくださった議員の皆さん。そして執行部の皆様方に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。この4年間でも多くの功労してくださった方々の訃報がございまして、心よりご冥福を申し上げる次第でございます。今日は傍聴の方もございまして、傍聴していただける方に感謝申し上げます。ありがとうございます。ということで任期最後の質問も元気いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。本日、大項目4つの質問を準備しておりますので、よろしくお願いいたします。

第1項目として新型コロナワクチンについて、お伺いをいたします。令和3年4月より、全国的に新型コロナワクチンの接種が進んでおります。白川町におけるまず1つ目、白川町における接種の進捗状況はどのようでしょうか。

2つ目、バスの利用状況はどのようでしょうか。また、バスの利用者の年齢制

限や疾病に対する条件等も踏まえ、付き添い同行人のありなしやそうした判断は個人任せであるのか。そういった場合、1人で来る場合、重篤症状の状態に備え、どのように対応がされているのでしょうか。

3つ目、これまでの接種の中でアナフィラキシーショックのような重篤の状態の発症はございましたでしょうか。そういった場合はどのように連携して対応をとっているのでしょうか、又はその予定でございましょうか。

4つ目、接種の今後の見通しはどうでしょうか。

5つ目、夏はマスクの着用が最も困難となる季節です。ワクチン接種は秋ごろまで続くと考えられています。あるいは、もう少し延長してくるものと思っております。これからの時期に向けた新型コロナウイルス感染対策として、町としてどのような方針を立てどのように対応していくのでしょうか。また、夏までに接種があるか不明でございますが、ワクチンの行き届かない世代へ子どもたちに対するマスクの着用など。それによると、熱中症対策の方は十分に整えられているのでしょうか。そういった意味から夏場にかけての対策の方はどのように進むのでしょうか、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

保健福祉課長。

(福祉課長 三宅正仁君。)

○保健福祉課長 それでは梅田議員の質問に、お答えさせていただきます。

まず1つ目のワクチンの接種の進捗状況ですが、医療従事者、施設入所、高齢者とその入所者の直接ケアに携わる職員についてのワクチン接種について、現在65歳以上の高齢者について、85歳以上から順次、年齢を下げた接種券を送付しており、接種券の発送が6月16日に終了し、対象者の2回目の接種が7月中に終了するよう進めています。65歳以上の対象者の6月16日までの接種状況ですが、1回目接種が1582人、対象者の43.8%、2回目接種が730人、対象者の20.22%となっています。

2つ目の質問の、バスの利用状況についてですが、現在接種が進んでいる80歳以上の方については、バスでの送迎希望者が多く、当初予定していた白川病院バスだけでは不足したため、おでかけしらかわでの送迎も準備し、白川病院バス10人乗りを月曜日から金曜日の毎日、おでかけしらかわ、8から9人乗りを週4回を用意し、多くの方にご利用いただいております。バス利用には、特に年齢制限はありませんし、付き添う方の利用も可能です。できれば介護が必要な方は体調の管理もふまえて付き添っていただけることをお願いしております。接種後の体調不良に備えて病院バスには看護師が同乗し、おでかけしらかわには急変時の対応について事前に依頼しています。会場での車いす利用を希望される方は、

家族での送迎、付き添いをお願いしてあります。また、接種会場でアナフィラキシーショックへの対応のため、接種後15分の観察、医師の判断により30分の観察を行った後、帰宅していただくようにしています。

3番目の重篤な症状ということですが、これまでは重篤な症状を発症した方はいませんが、2つ目の質問でお答えしましたように、接種後の経過観察中に異常があった場合は、会場内に応急処置ができる体制を整えており、その後の治療のための移送についても、消防署への対応を依頼しています。

4番目の接種の今後の見通しですが、65歳以上の高齢者の接種終了後、接種計画の優先事業として、基礎疾患を有する方、福祉施設等の入所者を優先することが県から示されており、基礎疾患を有する方については、6月初旬に希望をとっており、現在90名程度を予定しています。これらの方の終了後は一般接種となりますが、6月12日には、県から一般接種の方に当たっても、優先的な対象とすることが考えられる方々の職種が示されており、この考え方を参考に、医療従事者のうち、未接種の方、福祉関係職員、学校、保育関係者など、子供の教育に携わる方を優先する予定としております。現在、市町村の管轄となる集団接種、個別接種で利用できるファイザー社製のワクチンの対象となる12歳以上の方、全てが終了するのが10月末と見込んでおります。また、県内の大規模接種会場の設置の予定は現在岐阜と大垣のみですが、大規模接種会場、職域接種等が始まれば接種券の接種券送付前にそちらでの接種を希望される方も出てくると考えられ、随時対応していくことも必要になってくると考えています。

5番目のマスクについてですが、マスクの着用については新型コロナウイルス感染症対策専門会議において示された、新しい生活様式の中で実践が求められていますが、議員ご質問の通り、夏においては、熱中症対策が必要であり、厚生労働省からも、熱中症への対応の中で、人との距離が十分に取れる2m以上の間隔がとれる場合はマスクを外すことを推奨しています。本町においても、これらの情報については、ホームページに掲載するとともに、熱中症予防については、防災無線、すぐメールか、高齢者に対して民生委員さんを通じて周知するようにしています。子どものマスクの着用について、特に学校等を中心した状況だと思いますが、各学校保育園等において、教員等により適宜指導がなされています。ワクチン接種が進んだとしても、変異株等の状況により、マスクなしの生活が普通になるのかどうか不明であり、まだ当分の間はマスクが必要になることと考えることが考えられます。状況により必要な情報の周知等にも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 ワクチン接種の状況については大変順調に行っているというふうに理解をいたしました。ですがワクチン接種の順番といいますか、ワクチン接種について、まだ連絡がない方々からの質問で、私はいつ打てるんでしょうか、といった質問を受けることがございます。その際に、問い合わせをお願いいたします、というふうにご案内はさせていただいてるんですけれども、そういった自分の年代、そしてあるいは自分の今の状況について、いつごろ接種できるのかというのを、より具体的に発信していただけるとより良いかと思っておりますのでお願いいたします。

それは要望でございます。

それから公務員の皆さんですね、行政窓口の職員さんあるいは、各支所にお勤めいただいている方、そういった方々のワクチン接種も必要ではないかというふうに住民の方からお声がございまして、積極的にまたそういった方々も接種を促していただけるようになるとうろしいかと思っております。

それから、バスの運行状況も非常に頑張ってやっていただいているというふうに今、理解したわけですが、今、健遊館というところ、あと蘇原のふれあいセンターというところで、2ヶ所で接種を行っているんですが、この健遊館の方ですね、町民の人が、誰も知っている場所ではないということで、迷子に、病院の付近で迷子になる方。あるいは健遊館の50m先でも健遊館はどこですかというような質問が結構ございまして、健遊館へ入る誘導案内板といいますか、そういったものが、簡易なものでいいと思うんですが、そういったのが必要ではないかというふうに思っております。それとあと、駐車場の今、交通誘導をしていただいている方が、今、シルバー人材センターから1日2名の方が約3時間、任務を委託されているというふうな状況なんですけれども、実はちょっと今、ちょっとだんだん暑くなってきました、そのシルバーの方も当然ご高齢ということも大変大きな負荷がかかっているというふうに思っておりますし、またその駐車場係の方が、ちょっと少なくてですね、2人で3時間あっちとこっちで係をしてくださってるんですけれども、今、現在ワクチン接種にこられる方々も高齢の方が多いですので、非常に丁寧に、あの交通誘導を行っていただいておりますと、こちらの場所からこちらの場所へ誘導していただいたときに、こちらの方がまた不在になっちゃうとか、そういったことも事例として今、現在起きております。ですので、できればですね。そういった誘導の案内をしていただける方の増員ができるのであれば、そういったことも検討していただきたいというふうに思いますし、もう一つは、やはりちょっと3時間、立って四方八方に注意を払って、暑い中、その業務をされるということは非常に体力的に心配な点もございまして、できれば途中の1回でも2回でも休憩ができるようなそういったシフトの組み方というのが必要なんじゃないかなというふうに思っておりますので、併せてそちらの方もご検討いただけるとよろしいかと思いますが、そう

いった点についてどうでしょうか。お願い致します。

○議 長 保健福祉課長。

(保険福祉課長 三宅正仁君。)

○保険福祉課長 まず1番目と2番目ですね、一応今後の順位と公務員の接種ということですが、まああの、どちらも共通する点だと思いますけども、あの、今のお話の通りお待ちの方も見えると思いますので、あの、またその辺を決めた段階で早めには周知をさせていただきたいというふうに考えております。

後ですね、今の誘導の関係になりますけども、あの、ま、というわかりにくいですとか、そういったことは多分始まってから気づく点でありますので、その点については何らかのまた改善ができればというふうに思っています。

あと、今の交通誘導の人員の件については、シルバー人材センターに依頼しているところもありますので、シルバー人材センターの人員等の準備ですとか、予算の関係等も確認をした上で、また検討させていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議 長 はい、梅田君。再質問。

(3番 梅田みつよ君。)

○3 番 はい、今、まず1つ、交通誘導について、そういったあの予算的なものということで、予算がもし無ければ、そういった対応がされないという解釈なのか、コロナということで対策費っていうのは、あの各自治体に交付されているものですので、そういったところから、しっかりと予算をそういった方々に取っていただくっていうことができるのか、そういったこともまだお聞きしたいと思いますし、あとすいません、先ほどお伝えさせていただきました、行政職員さんが窓口の方とかそういった方々への優先的なのというところ、はいかがでしょうか。他にもご意見がございまして、皆さんあの課長職のやっていたいてる方々も何か機能がストップしては困るので、そういう方々もぜひとも私達よりも先に優先して接種しておいて、ただけるといいんじゃないかというような、あの声もいただいておりますので、その点についてもご検討いただけますでしょうか。

○議 長 はい、答弁。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君。)

○保険福祉課長 あの予算の話は、申し訳ありませんが、私もこの6月に代わったばかりということで実際、ちょっと予算の枠の状況が今、しっかりと把握できてないところありますので、あの一応そこを確認させていただいた上で、あの、なくても必要であればまたそこについては検討させていただきたいというふうに思います。

あと行政職員の接種については、あの確かに、検討時から行政職員も優先の方に入ってくるようなお話もありますので、そこについては今後の順位を決めていく

中で、あわせて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議 長 よろしいですか。再質問はありませんか。

○議 長 はい、次の質問に移ってください。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 ではよろしくお願いいたします第二項目に参ります。

国道41号上麻生防災のトンネル残土についてお伺いいたします。間もなく工事を開始いたします、国道41号線の上麻生防災事業のトンネル残土の利用についていまだ対象地域の住民の方に、説明がまだ行われていないというふうに考えております。令和2年12月の町長の答弁で、できれば、地場産業の振興に生かしたいということ述べてられました。そして補正予算で測量費を計上するというふうにおっしゃってから、現在半年が経過したところでございますが、まだ地元にお話がないというふうに思っておりますので、再度伺わせていただきます。

まず1つ目。計画について進んでいるのか、どうなっているのかということをお聞きいたします。

2つ目。町長任期中に、こちらも含めて成し遂げられなかったということがあるのではないかとこのように考えておりますが、残りの任期の中でどのように防災そういった地場産業を生かした残土処理の振興計画というのを進めていかれるのでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議 長 はい、答弁。町長。

(町長 横家 敏昭君)

○町 長 それでは答弁をさせていただきます。特に、この今までの経緯というものでございますけれども、今、町内で残土処理という項目で、地区の要望が出てきておるのが2箇所でございますね。佐見地区と蘇原地区でございます。この要望書には、自治協議会長さんと、そして今、それぞれの地区の議員さんは今、質問のありました議員さんからも、あの要望書として出てきておるわけでございます。その要望書の内容を見てみますと、私が常日頃申しております、地場産業など林業関係に使っていただき、利用していただきたいという、そういう要望書でございました。それについて要望にお見えになったときに、そのこれからのあり方についてお話をさせていただいたわけでございます。

その中でまず41号のこれからの計画についてお願いをし、まず説明を申し上げます。41号を上麻生防災につきましては、すでに前年度から工事発注が進んでおるわけでございまして、そして今年度も私どもが希望しておりました額の予算がついてきておるわけでして、そしてそれを見ておりますと順調にいけば、後、1、2年か3年のうちにトンネル工事にかかっているのではないかなという希望的なものでございます。これすべて国交省の事業でございまして、私どものサイドで

計画ができるものではないということは、もうご承知の通りだと思います。

もう一つ今、計画をしておりますのは、上麻生防災はこういう形で採択をいただいたものですから、次の事業について要望していかなければいけない、上麻生防災の次に、白川町としては何をやっていただくかという、その部分の要望も今、国道41号に関してですが、進めておりまして先般、飛騨地域の首長の皆さんとも話し合う機会がございまして、まず私どもは、この次は坂ノ東、下呂の金山トンネルの採択をお願いをしていくという形で今、調整をお願いをしておるものでございます。で、この金山そしてもう一つ下呂の三原地区というのがございますけども、この地区の採択をいただけると高山までが雨量規制がない状態で通行ができるような41号になるということでございます。これによりまして今の通行形態とは大きく違ったものになるのではないかと期待をしておるものです。と申しますのは、下呂市あるいは飛騨市の地区の首長さんと話をしておりましたら今、北陸と名古屋を結ぶ高速道路につきましては、当然、危険物のトンネルがありますので、トンネルの部分で危険物運搬車が取れないということでございますので、産業面においては、国道41号に頼らざるを得ないということでございます。そうしたことを考えましたときに、飛騨と、そして美濃地区、特に可児、美濃加茂地区の首長さんたちとも連合をしまして、道の雨量規制をなくするだけではなくして、その雨量規制がなくなったら何をするのだと、そういうことを今、検討に入るところでございます。それを今、私が提唱をしたわけがございまして、先般、知事さんが白川町にお見えになったときに、知事さんの言葉の中にも、これは例えばの例ですけれども、日本ライン下りの復活の企画をしたいというような話でございました。そうしますと、またいろんな形で41号の、あの利用増というのも大きく変わっていくのではないかなというふうに思うところでございます。ちょっと本論からそれましたけれども、41号の残土につきましてはこういう形の中で、今、検討を進めておるところでございます。補正予算を認めていただきまして、この地区でどれくらい土地ができるだろうかという設計図はできましたけれども、いかんせんこれにつきまして国交省の方へは提出をしておりますけれども、まだ返答はいただいていないというのが現実でございます。そんな中で私での部分もあるかと思いますが先ほど地元の議員さんたちから要望もありました。地場産業のためにということ地域の中で、林業関係の施設として使う余地というのが非常に大きいのではないかと、14日の日に知事さんにも来ていただきまして、知事さんとそして八百津そして東白川村の村長さん等にも来ていただきました。この地区のいわゆる東濃ヒノキの生産地の関係者と森林組合、市場等も一緒に寄っていただきまして、これからの用地等を利用した施設検討をぜひお願いをしたいという形でございます。

と申しますのは、今、白川の市場というのが、東農ひのき白川市場の取扱量とい

うのが、私が、就任時に木材の取扱量を倍にさせていただきたいという願いをしまして、今日現在では、3倍になってきておるということです。どういふことかと申しますと、今、この地区にも、東白川あるいは下呂、加子母等に市場がありますけれども、その地区の取扱量は年間1万を切るという状況でございます。その中で3万なんという数値でございます。市場が大きくなるということは、市場原理で、単価等の決定だとかいろんな面において、その有利になる特にシステム販売という方向が多いわけですから、そういった形の中で東濃ヒノキの白川市場というのは、この地域では大きく注目をされてきておりますし、ご承知のように、もう今の、あの市場ではこれから扱い量を増やしていくときに対応できないというのも現実でございます。しかも入荷してくる地域というのが、町内はわずかでございまして、飛騨地区あるいは長野県から材料が入るという状況になってますので、まず、緊急に土地が欲しいという部分は大いにあるのではないかなという思いに大きく期待をしておるわけでした、私の任期中にこれが確定をするということは考えられませんが、これは町の大きな課題でございますので、町長が誰になろうと、この事業というのは進めていただければいけないことだというふうに認識をいたしております。大変長い答弁でありました。

○議長 はい、再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○3番 はい、再質問はございません。今まで町長のご苦労というのが本当にこういった形で、あの実を結んでいくということが本当に素晴らしいと思います。

そういった地場産業の振興についても、私たち議員も一生懸命あの協力して取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひとも今、残された任期中ではございますが、できるだけ、その町長のご尽力をよろしくお願いを申し上げます。

3つ目の項目にいきます。よろしくお願いします。

町の公園整備についてお伺いいたします。令和3年12月の答弁では、企画課長は、公園の要望はないと言われたように思っております。その当時、皆さん方、出席していただいたと思いますが、子ども議会的时候も、公園整備について要望がありました。現在も若者や子どもから公園を望む声は多くございます。それを要望がないということで言われたということで、公園を望んだ町民の方が、大変失望をしておられます。だからこの町は駄目なんだというようなご批判もいただいたところでございます。町長におかれましても、これまでなかなか公園整備には積極的な姿勢はなかったのではないかというふうに思っております。あるいは、事故があったらどうするのかな、というような消極的な発言もあったというふうに住民の方から聞いております。公園に費用対効果についてはどうかということを、おっしゃった、そういったタイミングがあったと思いますけれども、これ若者の人の田舎離

れというのは、公園に限ったことでは当然ございませんけれども、若者がいなくなる原因は、やはり若い人の話を聞いてくれないからじゃないかということも言われております。

そういった意味でですね、1つ質問をさせていただきます。横家町政としては、残りわずかでございますが、その点について公園を望んでおられた方で、やはり公園が実現しなかったというふうに失望した町民の方に対して何か思いがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 はい、答弁。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○企画課長 それでは、梅田議員のご質問にお答えします。この後、町長からも答弁がありますが、その前に私から答弁させていただきます。公園整備のご質問は、昨年12月定例会の議員の一般質問で、5地域に遊具と公園を整備する計画はないかとの質問に対し、その計画はないとお答えをしております。今回の質問の中で、要望がないと言い切った、とありますが、公園整備の要望については、過去に一般質問で何度かお聞きをしており、要望のあることは承知をしております。12月定例会では、私自身が町民の方から直接聞いたことがない。という意味で発言をしたところですので、誤解のないようお願いをいたします。

公園を望んで失望した町民に対し、弁解の念はあるのかどうかとの質問についてですが、そのような思いを持たれた方に対し、お話を聞く機会を作れなかったことは残念に思っています。町は若い人の意見を聞かない。耳を傾けていないとは決して思っておりませんが、結果的にそう思われる方があったことは残念です。

以上、私からの答弁でございます。

○議 長 はい。答弁。町長。

(町長 横家 敏昭君)

○町 長 はい、それでは公園について、私の思いを述べさせていただきます。

度々、私の任期中にいろんな方から、服部さんからもございましたし、いろんな方からそれぞれいろんな公園の要望でございました。若い人たち、子ども議会の中でもいろんな公園を作ってほしい、例えばフォレストパークのような美濃加茂にある健康の森というようなお話もいただいております。私もほしいなと思います。思いますけれども、私どもの行政の中ではやはり優先順位をつけてやっております、公園整備につきましても、できるものからという形の中で、まず地区それぞれのところでは学校の遊具等をまず最優先に作っていかうじゃないか、あるいは皆さんが集まりやすい場所というような形でご質問が、作る状況が今ないわけですけど、クオーレでの芝の広場に、年間1つか2つずつですけど、用具を増設したり、あるいはこれから上の大野台につきましても地元の人たちがフォレストパーク的なものを

自分たちで作りたいというような話もございまして、そんなら資材を出しますよというそんな話もしておるところでございすけども、まだ具体的には進まなかった。そしてその人たちがもう年取ってきてしまったというような部分もありますけれども、それぞれの思いそしてもう1点は、クラウドファンディングによって地域の公園を整備したいというような事業もございました。今、黒川地区の桜の森だとかそれぞれの地区でそんな動きも出てきておりますので、ぜひそうした事業を活用していただいて地域の皆さん方の力でまず盛り上げていただける方向ができれば1番ベターじゃないかなというふうに考えておるところでございす。

○議 長 再質問。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 はい、まずあの企画課長の方から要望があるということは承知しておるが、お話を聞く機会がなかったということで今、理解いたしました。それについて、また若い人たちから、こういった公園が欲しいっていうふうに、直接意見を課長の方に伝えていただけるようなふうに、私の方もそういったあの会、あの機会を持っていたできるように努めたいというふうに思います。

それから、大野台の公園整備についても、そういった公園を大野台に、そういった、テーマパークとまでは言いませんけれども、そういった公園を作ったらどうかということに関して、盛り上がっていたメンバーが、私も仲間におりまして、その話を聞いてみますと、最終的にいいね、それはいいね、というふうに町長がまずおっしゃっていただいた。自分たちもちょっとやってみたいというふうに、希望を持った。その後に、何か自分たちであとやってよ、みたいな感じになってしまって、町が後から支えてくれなかったっていうふうな思いを持ってその会が解散というかそういったグループが意気消沈したというような、あの経過を聞いておりまして、それが非常に残念だったなっていうふうに思っております。あの、町長が、町長自身が、公園が、私も欲しかったという話を聞いてちょっとほっとした、ほっとしたりちょっと嬉しいなって本当に思いました。もし、まだまだその町長さんも引退されてからも、そういったところでご尽力をいただけるのであれば、ぜひとも今後もそういった活動を、活動といいますか、活動に協力をお願いしていきたいなというふうに思っておりますが、それはあの、思いすぎでしょうか。

○議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○町 長 はい、大変ありがたいお言葉をいただきました。大野台のときは、まだクラウドファンディングというような制度がない状態でして、私、特に私の町長になったときに、あの、大野台が開設したもんですから、ふるさと会の皆さんにお願いをして、周りにしだれ桜の公園にさせていただくということで、ご寄附をいただいて、しだれ

桜を植えて、今年あたりから相当きれいに咲き始めたところでございます。そんな思いもありますし、その中でまたクラウドファンディング的な形の中で事業が進めば、いわゆる、みんな自分たち手作りの公園だというそういう思いでいけばありがたいなというふうに思いますし、退任してからも、思い出の土地でございますので、そんなものにも挑戦してみたいなというふうに思っております。

○議 長 再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 ないです。

○議 長 では、4問目の質問。

○3 番 では4つ目の質問に参ります。

町長のご退任についてお伺いいたします。

町長退任にあたり、まちの未来についてお伺いをいたします。町の未来が描けるように町長として、これまでどのようなことを努力され、それは今後どのように引き継がれていくのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○町 長 先ほどから質問を聞いておりますと、なんか私の送別のような形ばかりになりますけども、ちょっとかするとまた思いつくかもしれませんので、よろしくお願いいたします。それはともかくとしまして、近い、いわゆる未来につきましては、6次総でお示しをしましたような形で近未来についてはまず、まずは6次総の成し遂げをしたいという思いであります。それについて実は、町長の後の後半と、指名しないのかというような話がございました、私も一切、指名するくらいなら自分で出たいと思いますので、それは別としてそれによって院政を引くようなことは一切ない状態にしなければいけないなという思いであります。

それぞれまたその中で新しい想いというものも、行政の中で出していただければなと思ってますけども。それらにつきて、それほど誰が町長になられましても、この流れというのはそんなに大きく変わることがない6次総でお示しをしましたような状況が普通ではないかなという思いであります。

せっかくお話をさせていただく機会がございましたので、先般の第1回の定例会の終わりのときにも、挨拶の中で話させていただいたことで重複をするかと思いますが、お願いをいたします。まず私どもいろんな計画を立てるわけですが、その計画を立てるだけは簡単なんです、それは私どもはその計画を実行する財政的な裏づけというのが絶対必要でございます。そのために、がいわゆる計画を樹立する第一歩がその財政の裏付けだというふうに考えております。

そして、もう1つ私が町長在職中に、よく言葉にしましたのが、町民とともに物語性、1つの事業をやるということは、行政がやるんじゃないかという町民の皆さん方と一緒にやるの、その言葉をほっと一息心癒される町をみんなでやろまいかというような言葉で表現をさせていただきました。これを目指したわけですが、私力不足でございまして、なかなかご理解もいただけなかったとは思いますが、その思いというものを今職員が付度をしておってくれました。この8年間、いろんな事業へ挑戦をしてくれました。

町長になりましてからは、私も初めてでございまして、あれですけれども職員が新しい事業に本当に積極的に取り組んでくれました。と同時に、この事業をやらざるを得ない状況になったというところが多くあったんじゃないかと思います。例えば、濃飛バスの撤退という話が出てまいりまして、そして地域の公共交通のあり方というものを見直さなければいけなくなりました。新たに、「おでかけしらかわ」だとかいろんな形で、新しい公共交通システムをまだ途中でもございすけれどもこれに挑戦をしていただきました。そして移流移住交流サポート事業、これも町長になりましたら白川町は一番最初に消滅するんだという新聞記事等が発端となりまして移住者を増やすための交流サポート事業等を始めたわけですが、これについても、今はそれに関係する職員も本当にたくさんおってくれまして今着々と実行が、効果が上がってきておるといふふうに私は自負しております。

そして上下水道の改修も本当に待ったなしのこれは事業でございまして、上下水道の改修事業に取り組んで、まず大まかな3箇所等のこれにつきましては、皆さん方のご支援で完成をしたところでございます。あとは上麻生防災事業の採択に向けて本当に国交省へ、月に何度かいくんです。また来たかまた来たかというような状況でございました。でもそんな状況を繰り返す中で、飛騨川バス転落事故から50年という節目がございまして、それも利用いたしまして、当時の道路局長さんのうんという一言をいただいて、あれからもうすでに4年余り経つわけですが、まだ工事そのものには10年先になろうかと思ひますし、実際はますけれども、これにつきましても、私に同行してくれた職員当然ですけれども、本当にご苦労をかけたというふうに思います。

それから今、進んでおります庁舎整備、あるいは学校の統廃合につきましても、これは内部の問題でございすけれども、本当に夜昼あるいはいろんな意見の中でも本当にたくさんある中で、職員が頑張ってくれたなということを改めて感謝するものでございます。白川町の財政というのは、60億という数字をずっと維持しておりますけれども、標準的な言えばもっとその半分が標準でございす。しかも、そのうち60億のうち10億しか自己財源がないわけですから、あとは全部国、県からの補助制度でございす。特に地方交付税でございすけれども、こうした国

県からお金をいただくということは、作業的に言えば白川町にそのお金が入るということですから白川町でそのお金を使っていくということは、地域の人たちにが潤いを当然持つわけでございますけれども、その国、県からのお金をどうやって予算取りをしていくかということが、一番大きな課題でございました。本当に職員、その分を一生懸命やってくれまして、日ごろのその職員、事務長の職員とそして国県の職員との連携がなければできないことございまして、改めて私、この場でお礼を申し上げまして、答弁と代えさせていただきます。

○議 長 はい、再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 これで質問を終わらせていただきます。

町長におかれましては、2期8年間、本当にご任期、大変お疲れ様でございました。本当に町民のためにつくしていただきましてありがとうございます。

今後も、町政の関心とご活躍、よろしくお願い申し上げます。心よりお願いを申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長 1番 梅田みつよ君の質問を終わります。

次、2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○2 番 それでは議長よりお許しを受けましたので、一般質問に入らせていただきます。私の方からは、町のDXデジタルトランスフォーメーションについてと本年度から本格的に始まりましたGIGAスクール構想で導入されたタブレットについて質問をしていきたいと思います。

まず、最初、本町のデジタルトランスフォーメーションについて質問に入ります。デジタルトランスフォーメーション、最近メディアでよく聞くようになったこの言葉は簡単に言えば、IT化による変革を意味します。これは単なるデジタル化ではなく、その活用によって、業務や組織そのものを変えていくという意味であり、世の中に非常に大きな変化をもたらす可能性があります。国も9月から新設されるデジタル庁を初め、誰1人取り残さない優しいデジタル社会の実現に向けての動きが始まっており、すでに6月の児童手当の現況届のオンライン化をはじめ、令和7年には、情報システムの標準化による行政システムの最適化が義務付けられ、すでに待ったなしの状況だといえます。本町においても、すぐそこに控えている超高齢化社会に対し、公共の担い手が減っていく状況の中、テクノロジーの力を活用した行政運営が必要だと考え、現在の白川町のデジタルトランスフォーメーションへの取り組みと、今後の計画について質問をします。

まず1つ目です。行政のデジタル化にはマイナンバーの普及が欠かせませんが、普及がなかなか進まない状況があります。その普及のため、他自治体では様々な取

り組みがなされていることはご承知だと思います。本町では2018年の8月に現在の議長から、一般質問の答弁において、からの一般質問の答弁において、多額の費用が、経費が必要であり、十分な検討が必要であるとの答弁がありましたが、その後どういった検討がなされたのかと、その結果についてお聞きします。

○議長 はい。答弁を求めます。町民課長。

(町民課長 藤井勝則君)

○町民課長 はい、それでは2番佐伯議員の、本町のデジタルトランスフォーメーションについてのご質問にお答えさせていただきます。

マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平公正な社会を実現するための社会基盤であり、この制度の機能を十分発揮させるためには、マイナンバーカードの普及が不可欠であります。しかしながら、なかなかカードの普及が進まない現状があるのも確かです。取得が進まない理由の1つとしては、その必要性、メリットがわからないのだと言われております。議員お話しの通り、その普及のため様々な取り組みがなされております。

現在、マイナンバーカードは、本人確認のほか、確定申告などで利用できます。当初の予定より遅れていますが、10月には健康保険証としての本格運用が開始されるようです。また、令和6年度を目標に、運転免許証とマイナンバーカードの一体化が検討されているようです。

さて、ご質問の本町の取り組みとしては、国が運営するマイナポータル機能の1つである、子育てに関する手続きを始めとして、様々な申請や届け出をオンライン上で行うことができる、ぴったりサービスの活用考えているほか、土日、祝日、夜間の行政サービスへのニーズが全国的に拡大している状況で住民票などの各種証明書の取得がコンビニでできるコンビニ交付サービスの検討を行っております。コンビニ交付サービスについては、現在県下で11市が導入しているほか、近隣の町でも予算化が検討がされております。導入すれば、町民の利便性の向上が期待できると思いますが、多額な経費がかかることから、費用対効果などを総合的に勘案した上で判断する必要があると考えております。

なお本町のマイナンバーカードの交付率は5月末日現在で約34%、申請したけどまだカードが送られてきてない人等を含めた申請地では、約40%となります。町民の3人に1人がマイナンバーカードを持っている。また、10人に4人が申請済みとなっております。国は、令和4年度末までにほとんどの国民がカードを取得することを目標としておりますので、引き続き取得促進に向けた取り組みを進めてまいります。

議員の皆様におかれましても、コロナ禍の中、集会等もほとんどなく、大変厳しい。時期ではありますが、マイナンバーカードの必要性についてのPRにご協力

いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長 はい。答弁を終わりました。再質問ありますか。

(2 番 佐伯好典君)

○2 番 再質問させていただきます。

テーマ、マイナンバーカードこれからのデジタル社会にはですね、まず一番最初にやっておくべき必ず必要な制度だと思っております。私も実はですね、このコロナ中に、マイナンバーカード携帯で申請できるということで、携帯のみで申請をさせていただきました。先ほどの話にあった申請したけどまだ届いていない40%のうちの1人に入っています。先ほど今、3人に1人が持っていて4人に1人が待っている状態。これ一応、先ほどの質問でどれぐらいの状況かというのを伺いたくてですね、やっぱり3割と聞くと多いのか少ないのかちょっとわからないんですけども。他自治体と比べて今、白川町っていうのはどれぐらいの普及率、前の質問で普及に対しての努力をしていくという形でしたけれども、今その34%っていうのは実際、この世の中の的に見て多いのか少ないのか、その結果についてどう考えてるのかちょっとお聞かせください。

○議 長 はい、答弁。町民課長。

(町民課長 藤井勝則君)

○町民課長 実際の話、去年の12月時点では白川町もかなり低い状況でありましたけれど、そこから追い上げをいたしましてマイナンバーの交付率ですが、これまだ5月末日現在が全国でてませんので、4月末現在でちょっとお答えをいたします。全国が約30%。それから県下が27%、このときの本町の交付率が約30%となっております。現在5月末ちょっと私の方で推定をしましたけれど、全国よりもやや良くなっているような状況であるかと思えます。はい、以上です。

○議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○町 長 マイナンバーカードの普及につきましては、県の会合でもあんたんとこの町村だけですよっっちゃうのは、しょっっちゃう出てくる数字でございまして、当初、肩身の狭い思いをしておりましたが、ここ数カ月というのですか、普及率というんですか白川町の伸び率というのはすごいですよという紹介までいただくようになってきたわけですし、その裏には、支所の職員の皆さんが一人一人に声かけをしたりするからいろんなやっぱり声をかけないを作っていただけないというのが現実ではないかなということで、今その普及の速度というのはそういう状況でございまして、まだ議員さんの中でも作ってお見えにならない方もあるんじゃないかと思えますけれども、ぜひ作っていただくようお願いをするものでございます。

○議 長 はい、質問ありますか。

(2番 佐伯好典君)

○2 番 はい、ありがとうございました。県下でまだ20%台ということで見込みも合わせれば40%を超えている本町は、素晴らしいかなと感じました。また町長からの答弁もありましたように、支所の方々が、やはりあの住民に近い方々が直接住民の方々に声掛けをして、支所でも登録ができるというお話を伺ってますので、その結果が出てるんだなと思いました。本当に、あの最初の質問のところでやりましたように、やっぱりこういった高齢化が進む町ほど早めにこういった体制、1番デジタル化に向けての地盤というものを固めていく必要があるなと思うんですけれども、そこですね、このちょうど本町の下で、手続きのところ、タブレットを使われてるのを見たんですけれども、あれはタブレット入力というのが結構ハードルが高いんじゃないかなと思っているんです。あの高齢者の方にはその場合って、よく普通の、そうですね民間のところだと、物を買うときとかにですね、横で補助員がついてそこで売ってくれる、それを本人が確認して、どうしても人には明かせないパスワードか何かはご本人に職員がちょっと離れて打ってもらったりするんですけれども。そういった形でですね、そのデジタルツールへのその入力等を手助けするような形がとられていて、やはりそういったこともアナウンスもしできるのであればアナウンスしてさらにハードルを下げて、皆さんに登録を呼びかけるっていうこともお金がかからない良い方法かなと思うんですけれども、現在そういった入力の補助っていうのはやっているのか、それと、制度的にそれは可能なのかっていうのをちょっとお伺いします。

○議長 長 はい、答弁。町民課長。
(町民課長 藤井勝則君)

○町民課長 すみません、現在のところ、本町としては、できればもう本人の方が見えた場合本人の方に申請をしていただくと入力していただくということになっておりますけれども、今、町が進めている公式としましては、申請時来庁方式っていうのがあります。それにつきましては、あの、本庁または各地区のふれあいセンターで申請及び本人確認を行った後にマイナンバーカードが自宅に送付されるという方式であります。これについては引き続きも行っていきたいと思っておりますので、その場合は高齢者の方が、例えば後の端末に入力するとかそういうことはありませんので、できるだけですね、この特にコロナ禍の時期でありますので、混み合うことになりにくい、センター等で手続きをしていただければサポートいたしますので、その方がよろしいかというふうに考えております。

○議長 長 はい、答弁終わりました。再質問ありますか。
次の質問にはい、次の質問にします。
(2番 佐伯好典君)

○2 番 はい、ありがとうございます。サポート万全にさせていただいて、さらに普及率を高めて準備をしていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、このデジタルトランスフォーメーションなんですけど総務省からの推進計画ではですね、デジタル化を推進するための組織作りをすることが望ましいとなっています。先日報道でも高山市でですね、デジタルトランスフォーメーション推進計画策定というような報道がなされました。そのため本町の現在の組織作りに対しての状況を伺いたいと思います。

○議長 長 はい、答弁。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)

○企画課長 それでは、佐伯議員のご質問にお答えします。
白川町第6次総合計画では、5つの基本目標の中に最新技術と情報を安全安心な暮らしに活かすを掲げており、デジタル技術の変革、DXが、地域が持つ様々な課題解決に繋がるとして、行政、民間企業、さらには大学など産官学連携により、地域DXに取り組む必要があるとしております。町が進めるDXについては、役場内部のDXと町民の生活に関わるDXの大きく分けてこの2つを考える必要があると思います。

具体的に進めるためには、本町のDX戦略を立て、各分野でどんなDXを進めるのか、手段と目標を定めたいと考えています。

ご質問のデジタル化推進において、組織作りの現状はどうなっているか、でございますが、まずは役場内部のプロジェクトチームを立ち上げ課題の掘り起こしを着手する予定でございます。またデジタルに詳しい専門家の意見もお聞きをし先日、議員協議会でもご紹介しました地域おこし企業人の方に、本庁、DX戦略の策定に参画指導していただく予定としております。以上でございます。

○議長 長 再質問ありますか。ない。次の質問をお願いします。
(2番 佐伯好典君)

○2 番 え、こちらの方に関してもプロジェクトチーム立ち上げて地域おこし企業人ですか、しっかりと活用していくということですので、ぜひ早めの策定とこういった課題の掘り出しでもいいんですけども、目指すところというものを、しっかりと明確にいただけると進むと思います。またあの国の方でもですね、このデジタル化についての人材についての補助ありますので、またそこら辺も調べていただけたらと思います。次の質問に行きます。

GIGAスクール構想で導入されたタブレットについて質問をさせていただきます。国が進めるGIGAスクール構想により、全国でタブレット導入が始まりました。他自治体では、まだ導入できていないところがある中、本町においては、昨年度、昨年度補正にて予算が組まれ、すでに全小中学生生徒に1人1台のタブレット

が実現されました。学校への通信環境の整備をはじめ、導入にあたり、執行部および担当課の方々には感謝をいたします。

これをきっかけに、少子化による様々な課題の解決や、先進的な取り組み、質の高い教育によって、過疎地域でも注目される教育を目指す子どもたちが白川で教育を受けて本当に良かったと思える教育環境の構築をお願いしたいと思います。

ただ、始まったばかりのGIGAスクール構想、コロナによるカリキュラムの混乱等もあると思いますが、課題も多いのではないかと感じています。

これからの学校教育の1つの柱となるべきものであることは間違いなく、学校と教育委員会が一体感を持って進めていただくために、本町の現状と今後の取り組みについて質問をいたします。

まず1つ目です。町内の学校のGIGAスクール構想への取り組みですが、学校によっては、いまだにタブレットを使用していないという話も聞いており、差が出てしまっているのではないかと感じています。現状をお願いします。

○議長 はい、答弁。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○教育長 まず議員には、GIGAスクール構想について、いつも貴重なご意見をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

現状についてですが、学校に差ができていないかというご質問でありまして、町で4、5月の現状について調査をしました。確かに、学校によっていろんな特徴が表れておりますので、1つ1つの学校ではなくって、その特徴で報告をさせていただきます。

まず1つ目ですが、まず子どもに使わせてみようと、こういうような姿勢の学校においては、デジタル教科書、調べ学習。からプレゼンテーション。テレビ会議（学習活動端末支援WEB会議システム）ちょっと長いですけど、学習活動端末支援Web会議システム。というようなものを使って、学年に応じてやれることからやってみようという学校があります。

これらについては、教師、先生がもう、それから子どもも今いろいろ述べましたが、特別高度な技術を必要とするものではありませんので、学校訪問等で授業で子どもが使っている様子を見ますと、子どもたちが操作に慣れてきているというようなふうに見受けられます。

一方、もう少しよく子どもの様子を見ますと画面はそれほど大きくないです、画面が小さいですので、その画面を凝視している姿勢ですかね。そして友達とか先生の話にちょっと耳を傾けられないような様子が見られたり、それからある学習課題が提示されて、それを調べ学習ということで、インターネット等で調べると、いわゆる答えが見つかるわけですね。そうするともうわかったと、というようなところに

入ってしまっ、もう少し深い理解、いたっていないというような様子を見てきました。そういうような姿を見るにつけ、教師は1人1台パソコン、タブレットをこの使っていくってことで。さらなる教材研究をして、調べてわかったということとでとどまらないような活用をしていかなければいけないこれは大事なことかなということをおもっています。これは使い始めた学校の様子です。

それから全く逆のようなところですけど、教職員が1人1台パソコンを使った授業をどういうふうに進むかということで研究というか打ち合わせをしたりして子どもにはまだ使わせてないね、活用の方法とか活用のルールもまだモラル。こういった指導に対して、計画を立てていくと、トラブルが起きないような指導とか起きてしまったときの対応とか、こういったもので職員研修を行って、共通理解をしてから使わせていくというといった学校もありました。

ですからこういうところは、言ってみれば遅れたということですね。そして今、1つ2つというの見ましたが、この中間のような学校もありまして、この学年はまだここから使っていくというような、そういったことでそういった特徴が出てきたことは確かです。これどのように進めていくかということは、学校小学校と中学校とも違いますし、人数も違いますので、その学校に任せておりますので、外から見ると、そういった学校によって差が出ているように感じられるのは至極当然のことだというふうに思いました。

ただ先ほど述べましたように、子どもに使わせていくってことと合わせて使い方ですね、この両方どちらもやっていくことですので、早く使い始めてもモラルの学習もありますし、モラルのような学習といってから使い始めた、どちらもやっていくことですので、やがて、差と思われるようなものはなくなっていくのでそういうふうにご理解をお願いしたいと思います。またこの1人1台タブレットは、急な臨時休校になったときに、家庭との学習は、あのできるようにという、そういうような目的もあったわけですが、1学期中にそういう家庭に持ち帰って、実際使えるかどうかを試すというものは、また順次始まっていますので、そのこともお知らせをして、答弁いたします。

○議長 長 はい、質問ありますか。

(2番 佐伯好典君)

○2番 今現状を伺いました。指導計画については次の質問でやりますのでちょっと現状についての認識をちょっと確認をしておきたいんですけども、僕の方の資料でなぜこれがですね、タブレットについて、今回質問したかということですね、来年4月にはですね、佐見と白川が合併統合しますよね。その中で、やはりその差が出ていくというのは、そのタブレットに関してだけではないですけども、ちょっとどう大丈夫なのかという思いもありますので、調査を行った結果、私の息子が白川中学

校なんですけれども、白川中学校はですね、まだタブレットをついこの間、その設定みたいのやったようですが、触ってないんですね。

一方、佐見ではですね、非常にいろいろなことを進んでいてこの手元の資料だとですね、先ほど教育長、言われたデジタル教科書のような使い方プレゼンのような使い方を含めですね、プログラミングとかタイピングそうですね、タイピングって家庭学習としても使用予定していると、全く使っていない白川中学校と、もうタイピングから何から、もうやっている佐見、ここがですね、やはり来年の4月に合併するってことがですね非常に大丈夫かなと思うんです。やはり学習というのやっぱり遅れた方に合わせてやるっていうのが普通じゃないかなっていうふうにちょっと感じますので、その差の是正についてはですね、しっかりとをやっておかないともう夏休み入ってしまいますので、非常に危機感を感じるんですね。

その点について、その合併を控えたこの2校の使っていないところとすごく使ってる、多分佐見が一番進んでるぐらいかなと、推測してるんですが、その差についての今、その見識をご意見をちょっと伺いたいのでお願いします。

○議長 長 はい、教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○教育長 佐見中学校は早くから1人1台タブレットを導入して、通信もできるようにしていききましたので、確かにたくさん人の時間、これに使ってきてますし、これをもとにふるさと祭りなんか、なんかでは地域に貢献したりして、かなりそういった地域との繋がりなんかもできていたという要素があります。今言ったようなことは白川中学校ではほとんどやっていません。ただ先ほど学校名は出しませんでしたけれども、どの程度のことをやっているかという、操作としては、それほど難しいことやってないわけですよ、ですから、この1人1台タブレットはこれで何を内容として何をしなければいけないかっていうのは、むしろあの小学校の方にあります、中学校はこれを強化とか、学習の道具として作って使っていくということですので、統合してもこの内容をこちらの学校では学ばずに来てしまったということは、ないですね。道具として使っている時間の差は、ありますけれども、すごく高度なものではないですし、この後、また統合までに数ヶ月ありますしそういう意味で、差はなくなっていくというふうにお答えします。

○議長 長 はい、佐伯くん。

(2番 佐伯好典君)

○2番 はい、今の教育長の答弁ですと、割と楽観的に捉えているかなという印象を受けるんですけども、やはりこれはですね、ちょっとしっかりと差があってもこのままでやっていくっていうところに関しては、ちょっとしっかりと考えをお聞きしたいと思います。ちょっと次の指導計画についての質問をしてしまうので、かぶって

しまうのでちょっとあれなんですけれども、この現状を是正するためにやはり教育委員会からしっかりと働きかけをして、学校側にこれだけ差がでるんですよと、その現状をしっかりと皆さん共有して、特に佐見と白川統合があるので、その差を統合に向けてやっていきたいと思いますという、やっぱり提案を教育委員会からやはりするべきだと僕は思うんです。なので今のちょっと教育長の答弁では、その動きに関してちょっと不安を感じるんですけれども。そういったことを働きかけっていうのはしていただけるかっていうとこだけちょっとこの質問で確認したいと思います。

○議 長 はい、教育長。
(教育長 鈴木雅史君)

○教 育 長 町では校長会もありますし、それから特にこれに関しては学習の進捗については、教務主任会とか、こういうものの会をもっておりますので、今の議員のおっしゃった、あのご意見を伝えることができます。ただ何度も言いますが佐見中がすごく進んでいるというふうに思っているんですが、内容というよりも、使い方です。手馴れているような使い方ができるということですが、この白中は何もやってないかっていうと、ちょっと形は古いですけど40台のタブレットを持ってまして、授業に持って行って、それを私は4月になってから見たのでは、理科とか体育とかで使ってますので、1人1台パソコンを机の上に出してっていうのは確かになかったですね。でも、タブレットを使ったその授業で、1台タブレットを使った授業というのは、やってますのでね。そこをご理解ください。

○議 長 再質問。なし。次の質問であります。
(2番 佐伯好典君)

○2 番 一応、白中でも使っているというお話でしたけれども、統合は現在の2年生の学年から統合に年1年生なんですけれども1年生の中では、ちょっとその、他の授業でも一切触っていないというお話でしたので、2年生になったらそういうふうに今使ってるのかなと思いますが、やはりこれに関してはちょっと次の質問でまた答弁を求めたいと思います。

次の質問いきます。そのタブレットの指導計画というものに対してですね、去年の6月の、1年前の定例会、私の質問の答弁において教育長はですね、白川町情報教育研究会の中で推進していくという答弁をされましたが、今伺っていると学校主体というお話で、教育研究会の方のお話がちょっとなかったんですけれども、その指導を行う白川町情報教育研究会の現状の状況と、そこでどのように白川町のGIGAスクールを進めていくかというのを話していると思うのでそこをお聞きいたします。

○議 長 はい、答弁。教育長。
(教育長 鈴木雅史君)

○教 育 長 昨年6月の答弁では、白川町情報教育研究会を推進母体とすると答弁をしました。かつて私がその研究会の委員長だったこともあります、大分前の話ですけど。白川町独自で情報教育の指導計画を立てまして、小学校の総合学習の時間に各学年5時間ずつのそのパソコン学習のその積み上げをしていくようなものを作りましてやってきました。そう、この指導計画やっぱ白川町の実態に基づいたもので成果を上げてきたと思います。そこであのGIGAスクール構想に基づく今の白川町の情報教育の進め方について説明をします。

白川町では2019年度に2020年度、昨年度一昨年度ですね。ちょうど質問もあった頃ですけども、この2年間において教育委員会の事務局職員それから町内の教務主任、そして町内の情報教育主任にこの情報教育主任が集まるのが情報教育研究会ですけどね。この中で連携をして、小学校のプログラミング教育について白川町のその進め方を検討して6年間の指導計画。各学年の指導案といったものを作成しております。昨年は新型コロナウイルスの影響で、この時間の確保が非常に厳しかったわけですが、そんな中でも小学校のプログラミング教育について時間を見つけて進めてもらいました。そして小学校のプログラミング教育に必要な教材も去年のうちに用意しております。あわせて中学校においては、中学校にはプログラミング教育とそういった特別の内容の時間はないわけですし、あるのは技術科ですね、3年生の技術科に情報の勉強があります。そこでドローンを使ってもらおうと思って、教材用のドローンを3中学校とも、を購入しておりますということで去年、一昨年間に、あの先ほどの研究会のメンバーに協力をしながらやってきました。またあの研修ということで、どの学校も共通に実施するもの、研修として県教委主催のICT活用アドバイザー派遣研修これを町の教務主任に対して実施をしますし、それから本年度導入した学習活動端末支援WEB会議システムのこの高度な使い方については、これも実施をします、一斉に。そしてさらにGIGAスクール構想ということで、県の教育委員会の方も非常に多くの研修講座を用意しています今年から。その研修は県の教育センターへ行っても受けるものもあれば、自分の学校でテレビ会議システムを使って受けるものもあって、それを受講した教員を校内に進めるということになっていますので、研修の面でも、用意してある。このように小学校のプログラミング教育の指導計画と教材整備、中学校で使える教材の整備ができていることや、町や県でICT研修を用意したということから今年度に関して白川町情報教育研究会は開催をしませんしないことにしています。

最後に議員から方向性ということで質問があります。これについてお答えしますが、数年前まで、パソコンなどの情報機器の整備というのは過疎地域の学校とか、あるいは、情報教育の研究指定を受けているようなそういう学校などに優先的に特別に整備されてその実践報告を皆で共有すると、こういうやり方だったんですね。

これは大げさかもしれない日本の体制でした。それが変わったということです。

G I G Aスクール構想では1人1台をくまなく整備するというもので、優先的とか、特別にっていうことはなくなって確実に1人1台持つということになったわけですね。またその1人1台持てば、そのパソコンで個別の学習ができると、こんな仕組みにもなってきます。まだ町内そこまでは言ってませんが、どの学校も、個別の学習にこれを使っていくというところまで行ってませんが、これ出来ます。そういうふうになってきたとき、私はI C T教育の方向性っていうのはこの1人1人が、課題解決のための道具に、道具の1つとして、この1人1タブレット、1人1パソコンを使っていく、というふうに考えています。大切なのは課題意識を持って生きること、課題を解決しようとする意欲を持った子供を育てていくというふうに考えております。今後の方向性として、そういうふうにして位置づけておりますので、多様な使い方がこれからどんどん生まれてくると思います。で、そのように方向性ということで考えを述べてコメントします。

○議長 長 再質問ありますか。

(2番 佐伯好典君)

○2番 再質問をさせていただきます。あの、指導計画についてはそちらで行うという答弁でしたので、当然しっかりしっかりとしたっていう言い方あれですけども、計画がされているのかなと思ったんですが、小学校のプログラミングという教育時間があるので、そこは同じようなカリキュラムを組んでやられると思うんですけど、中学校は技術のみということで、しかも、その計画というかドローンを購入されたということなんですけれども、やはり大事なことっていうのはですね、どう使いこなすかっていうことで。例えば白中で、今やってないところでですね、いきなりドローン渡されても、そこはどうなんだろうと、やはりその指導計画っていうのは、白川町のG I G Aスクール構想、例えば中学生なら中学生、中学校を卒業するまでに最低でもブラインドタッチができるとかですね、プログラミングの基礎的な知識があるとかですね、こういった調べ物を、そしてそれをアウトプットできるとかですね、そういった、もう少し先ほど教育長が言われた、一人一人が課題解決のために、使うと言われたんですけども、そこに向けて、じゃあどういったことをちゃんと習得させていこうかと、その時間が技術の時間でしかなければ、技術のその時間を3年間、こういった形でそのG I G Aスクールのタブレット有効に使って、その1人1人が解決できるための技術知識、そういったものをここまでしっかりやっていこうっていう形でやっていくべきじゃないかなと僕は考えます。やはり実際、親としてですね、息子が帰ってきて使っていないっていうんで、そのタブレットでタイピングやれよって言うてもですね、やっぱりやらないんですよ。なかなかそこから辺っていうのは、みんなと同じ緊張感を持った中で、こう、やるということでし

っかり身につく。そこに関しては、やっぱりGIGAスクールでタブレットを入れた、何て言うか責任というか、部分だと思います。その今の段階で、もう今年は研究会をそもそも開催しないと、そのドローンを買って終わり、終わりって言い方なんですけど、ていうことであればですね、やはり先ほど、その佐見との差っていうものも埋まっていけないですし、そのせっかくGIGAスクールでタブレットを購入して、他では入っていないところがある中でこういって、先に来てるんです。その分、状況的には白川ってすごいことだと思うんです。それをやはりしっかりと有効に使って、これは回り回って皆さんの税金ですので、子どもたちに対してどういう教育を与えていて、タブレットすごい使いこなして、家帰ってきても、こういうただ単にゲームするだけじゃなくて、いろんなプレゼンテーションの資料作ってるとか、こういうふうに関わって何か親にいろんなものを作って見せてくれるとかですね、音楽を作るとかですね、いろんなことができますので、そういう計画っていうものがあるって然りだと思います。今回研究会はもうやらないし。その指導についても、僕の話、教育長の話の聞いていると結局学校に任せるとするような答弁に感じてしまうんですけれども、そこについてはですねやっぱりしっかりと共通した、白川町で共通したGIGAスクール構造、子どもたちにどこまでの技術を学ばせるかっていうものをしっかりと計画して、各学校に3年卒業するまでにはここまでにしてくださいという計画があつて然りだと思いますし、そこを差があつたりとかですね、やっぱりするっていうのはよくないんじゃないかと思うんです。その情報教育研究会はやらないけれども研修を先生方に受けさせるというお話でしたが、やはりその研修もそこで持ち寄って、やはり町内学校全てで、情報共有して、どう行くのかっていう研究、そして計画というものが必ず必要になってくると思うんですけれども、その情報教育研究会じゃなくてもいいので、そういったものをやっぱりしっかりと組織を作ってですね、やっていかなければいけないと僕は思いますが、そこについて、そういうものを設置してしっかりと計画立ててやっていく考えがおありかちょっと聞きます。お願いします。

○議長 はい、教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○教育長 えっとですね、このタブレットパソコンを使った内容で、これやってくださいっていうのは、はっきりしてるのは小学校のプログラミング教育です。しかもその内容は、各教育委員会に任せますという。ただし、国、県の方はいろいろな事例を提供してくれてますので、そこで白川町は昨年一昨年とかかって、この内容でこれを使うということをはっきり決めて積み上げになってます。ですから、1、2年はここまで。3、4年はここまで。5、6年はここまで。というふうにしてどんどん積み上がって、プログラミング的なこの思考を練り上げていくんですね。そういうの

がちゃんと時間をとって組むわけですね。

中学校で言うと、情報というのについてははっきりとした内容は示されているのは技術の中で、わかりました。特に詳しいことはできません。結局情報機器の原理とかね、それから情報機器を使うときのあのモラルとか、そういったものをやりながら、そこでももう1回プログラミングをやります。でそのときに、ドローンを使ってプログラムの命令をしてドローンを動かしていく、小学校が車を買ってます。自動車を走らせるように命令をしながら動きをつくると、こういう学習は技術の中でやります。あとその他は、各教科の中で随時使っていますね。

だから早いところと、ちょっと遅いところがあるのは事実ですけども、机の上に出したときに、この内容についてちょっと調べてみようかと言ったときにすぐ使えるように、これ要するに道具です。ですからこの道具について、全部の指導計画を作るっていうのはちょっとあの、大変困難なことです。

各教科によっていろいろありますし。先ほど、個別学習っていうのはほとんどやってないんですけども、県の教育委員会イーラーニングっていうのはもう作ってますので、これ個別学習出来ます。少しやった学校もありますけどね、というふうにして使っていけますので、一律にこの事業のここでというようなことをやっていくことは、やりませんが各教科の先生ね。大いに使ってもらおうということで、ただいま議員おっしゃったようなそのご心配があるということなので、これはあの、一番元になってるのは、今年の組織で言うと、あの教務主任の組織です。お伝えしておきますけども、中学校については本当に道具として使っていますので、この内容という積み上げは技術にあるだけです。あとはもう大いに使っていくということです。やればやるほどいろんな使い方が出てくると思いますのでね。これからより心配されている差というのも、私は縮まっていくという、思います。よろしくお願いします。

○議長 長 再質問ありますか。

(2番 佐伯好典君)

○2番 えっとですね、あの答弁いただいて、基本的には教務主任の方で中学校ではその道具としての使い方、授業の時間で、授業らしき内容っていうものは、技術の時間でやるということで、あとはただ使っていく、その各教科の使い方によってというお話だったんですけども、それでもですね、ゴールっていうものをしっかり決めておくべきではないかなと思うんです。確かにその細かく細かくっていうのは、各教科で使い方が違う、そうそれぞれって言われればそうかもしれませんが、例えば各教科、皆さん、デジタル教科書として使いましようっていう大まかな形で3年生までにはもう、皆さんデジタル教科書で使う。例えば3年生までにはタイピングだけは、あの、みんなできるようにしようね、ブラインドタッチまでできるように

しょうね、そういった形で計画を立てておかないと、バラバラになってしまう。各学校任せでは、そこはやっぱりしっかり計画を立てなければならないですし、もう現状で、親として佐見と白川がこういった差があるっていうのは、教育長はそんなに心配されてないようですが心配です。

やはり統合を控えているのであれば、その統合ゴール、来年の4月をゴールにそこに対しては同じ教育で持ってくように引っ張っていかないと、それはちょっとよくないんじゃないか、やっぱり不安にもなりますし。たしかに佐見はずっと前から1番いち早く1人1台やって使ってたかもしれませんが、だったらもう去年の段階、その指導に対しては、その白川町情報教育研究会でやるって言ってたので、やはりその、その時、指導計画っていうのをちゃんと使ってるんですね。したらやっぱり指導計画に基づいて4月の統合を控える、その両校はここまでには、そのタブレット入れても決まってたんで、そこまでには、ここまで同じレベルになるまでやりましょうという計画をして、今年は開催できなかったっていうならいいんですけれども、そこについてはですね、やっぱりちょっと、これお願いお願いとかやらなければいけないことではないかなと思います。参考なんですけれども、スタディXスタイルっていうですね、文部省が掲げている進め方を非常にわかりやすく出した、検索すれば出てくるんですけれども、その大項目みたいのがあって、このGIGAスクールに意外になれる。ただ単に使ってみよう。次は教師と子供が繋がってみよう。それから学校と家庭が繋がってみよう。職員同士で繋がってみよう。っていう、いろんなあの項目で中に、実際何をやっているかっていうものが少しずつ書かれているんですけれども、こういったものを参考にしてもいいという参考しなければならないと思うんですけれども、やっぱりその今の答弁の中では、ちょっと不安を感じてしまうので、教育長はしっかりその来年の4月の両校もここは絞って、いつその両校について、そのタブレットGIGAスクール構想の進め方についてですね、そこはしっかりと統合するまでには一定に持っていくようにしてもらえんという答弁をいただければ、僕はありがたいんですが、ここが相変わらずその学校の中で、学校任せで何とか何とかなるっていうことでは、ちょっと不安を感じますし、それは本当にちょっと学校の教育をつかさどるといえるのか、教育委員会においてはちょっとどうかなと思いますので、その部分だけでも、ちゃんとその差を埋める、しっかりと計画的に、GIGAスクールについて進めるように働きかけるっていうことを答弁いただけないかなと思うんですが。ちょっとその点、ちょっとお願いします。ご意見、はい。

○議長 長 はい、教育長。

(2番 佐伯好典君)

○教育長 あの楽観的っていうつもりもないですし、あのね、佐見、白川の統合を強調され

ますけども黒川中学校もありますので3校が、3校のことを進めていく必要があるということは十分持ってますし、でもあの具体的な話をしないと多分一致点が見つからないかもしれないんですが、基本的には例えばスタディXとかいうのも使ってやれるところから道具として使っていこうよっていうふうにしていけますので、この学校は教室の中で、無線LANでテレビ会議をやるとかいうことはあるかも知れんですけども、教科の中で随時、特に中学校使って3校とも同じような進度で進められるように、あのしていくってことはまた校長会、教務主任会というところでこれを伝えていこうと思いますけども、何べんも言いますが中学校では、この内容というふうにはなっていないので、これを学ばずに、来たということではなくて、使えるように使って問題解決に道具として使えるようにしていくということなので、方法は非常に多様にあるね、それ1つに絞るということは、あえてしないで、非常にそこで学校任せというふうに思われるとちょっと、ちょっと残念なんですけども、各教科指導の中で大いに使って、3校とも技能に差が出ないような働きかけを話していくということでお答えさせていただきます。

○議 長 はい、再質問ありますか。はい。

(2番 佐伯好典君)

○2 番 はいちょっとチャイムが終わってから。

はいすいません。ですね、確かにそのカリキュラムとか決まりがないからこそ、白川町立の学校ですので、白川町の教育委員会としてその計画というのを定める必要性が逆にあるのではないかと、思うのが、思っています。佐見と白川が統合になったので強調しましたけれども、そこはあの教育長と同じやっぱり白川町全体でしっかりと同等な最終的に教育なるようにというものは必要だと思ってますので。最後にそういったように努力するというお話がありましたので、お願いしたいと思うんですけれども、途中でですね、ICT活用教育アドバイザーのあの話が出たんですけれども、今回のGIGAスクールになってですね、今度またGIGAスクールサポーター制度っていうのが国から出てるんですけれども、これ大分活用しやすいもので、こういったものの制度、前回の白川町情報教育研究会の話が出たときもICTアドバイザーこれをしませんかという話で出てきたんですけれども、このGIGAスクールサポーターはですね、もうちょっとわかりやすいとか使いやすい、あのコロナの地方創生臨時交付金も充てることができるという制度なので、こういったものを活用してさらに進めていく気がないかと最後に伺いたいのので、お願いします。

○議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○教 育 長 GIGAスクールサポーターの業務例としては、ICT環境整備の設計とか、工

事や納品の対応とか、使用マニュアルルールの作成とか、使用方法の周知とかって
いうことで、導入にあたって特にあの活用できると思います。

白川町においては前回、ＩＣＴ支援員のことでもちょっとお話ししたけども町
内の教員の中には、職員数少ないところもありますけども、どこにもパソコン、タ
ブレットに堪能な職員がおりまして、職員体制で協力して困ったことがあったとき
は助けに出るというようなことをやってますし、これを授業の中でどうやって使っ
ていくかっていうのが非常に奥が深いです。冒頭に申し上げましたように、これで
調べて答えが見つかったっていうのはむしろ将来的に危険だというふうに私は思っ
ているくらいでして、使い慣れながら、上手に道具として使っていけるようなする
ためにやっていきます。現状ではそのＧＩＧＡスクールサポーターとかＩＣＴ支援
はなくてもやっていけるというふうに考えておりますが。よろしくお願いします

○議 長 いいですか。はい。

○議 長 ここで１３時まで休憩といたします。お願いします。（午後０時０４分）

○議 長 再開します。（午後１時）

午前中に引き続き、一般質問、３番藤井宏之くん。

これはあれの順番であります、質問の順番で書いてあります。

（４番 藤井宏之君）

○４ 番 ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
私の質問は、白川町政治倫理条例制定に向けての取り組みについてということで質
問をさせていただきます。

白川町議会では、議会基本条例を本年３月定例会にて、議会活性化特別委員会を
設置し、この中で議会基本条例を検討してまいりました。この議会基本条例の第７
に、議員の政治倫理、として議員は、町民の代表として、その倫理性を理解すると
とに、良心および責任感を持って、議員の品位を保持し見を高めるよう努めると謳
っております。

自治体における政治倫理条例を調べておりますと、この加茂郡内では、川辺町議
会が平成２５年６月１４日に、川辺町議会基本条例と、川辺町議会議員政治倫理条
例制定。そして富加町議会では、富加町議会議員倫理条例を平成１７年１２月１９
日制定しております。全国自治体で政治倫理条例が制定された理由などを調べます
と、昭和５８年に大阪府堺市で初めて制定された経緯について、これは、一汚職議
員の居座りをきっかけに、その市政の浄化の声が高まり、当時の市議会議員らの中
心とする市民運動が、学者の協力を得て立法化に成功したものであると書かれてお
り、そしてさらに、独自の工夫を加えて公職者が汚職で有罪判決を受けた場合など
の問責制度を第二の柱としていました。そして政治倫理審査会を設置するとともに、
市民の調査請求権を保障して、市民監視の制度化を図ったとしてあります。

昨年、町民から監査に対する住民監査請求がありました。これも内容は違いますが、制度としては、町民の監査請求を保障して、町民監視を制度化したものでと理解しております。

次に、ある地方の町が、制定した政治倫理条例の1部であります。紹介をします。政治倫理基準について、町長等および議員は、町政に携わる責任を自覚し、その品位および名誉を損なうおそれのある行為を慎み、次に掲げる倫理基準を遵守しなければならない、としていくつかありますが、2点ほどあげますと、まず1つ目は公私の別を明らかにし、その地位を利用して行いたいかなる行為についても、金品その他財産上の利益を受けないこと。そして2つ目に、その地位を利用して嫌がらせ、強制または圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合があってもハラスメントこれは他のものが不快に感じる言動、または行為をいいます。その他、人権侵害のおそれのある行為をしないこと。最近では、この項目のハラスメントを含む政治倫理条例の制定する市町村が増えているのが現状であります。

次に、町民の調査請求権として、町民は町長等および議員が規定に違反する事実があると見られるときは、調査を請求するができるとあり、調査請求があった場合は、10日以内に審査会の開催を要請しなければならない、としております。以上、条例の一部を申し上げましたが、仮に審査会から違反しているとの結論が出た場合は、町長及び議長は辞職勧告について議会に諮ることができるとしており、審査結果報告書の提出を受けた時は、その用紙を町の広報誌等で公表しなければならない、と条例に決めています。これはある町の条例の一部を紹介させていただきました。

全国町村議長会の昨年7月の実態調査の概要ですと、政治倫理条例を制定している町村は、全体926団体のうちの32、3%、299団体となっています。ちなみに基本条例は36、8%です。以上のように、政治倫理条例は簡単に言えば町民全体の奉仕者である町長及び議員の在り方を示した条例であると思っております。他市町村では、不祥事の後に政治倫理条例を作るケースもあるようですけれども、私は、特に選挙で選ばれた町長議員は、町民の政治に対する信頼確保を両立させなくてはならないと思い、その1つとして白川町政治倫理条例を制定する取り組みをぜひお願いしたいと思っております。その見解について伺いをいたします。

○議長　　はい、総務課長。

（総務課長 安江 章君）

○総務課長　　4番藤井議員の質問にお答えをさせていただきます。

政治倫理条例の制定についてのご質問いただきました。政治倫理条例については、議員が質問の中でも説明しておられる通り、町長や議員の倫理基準を定めたもので、提示としていくつか示されておられましたが、地位利用により金品など財産上の利益を受けないことや、品位を損なう言動や行動を慎むことなどを成文化したもので

あり、内容としては至極当然のことを改めて規定した宣言的意味合いの濃い条例とも言えます。条例を制定するに至った経緯としては、倫理違反により問題となった事案の反省と自戒を込めて、今後２度と同じ過ちを繰り返さないことを宣言するための制定であったり、もしくはそうした事案を重視して自らを律するため、倫理を遵守する決意を広く示すために制定したといった事例が多いと聞いております。

正直申し上げまして、この条例についての認識はもってございましたけれども、白川町においてはあえて制定しようとするまでの動きがこれまでなかったというのが実情でございます。今、定例会において、議員の皆様におかれましては、白川町基本条例を議員発議で上程されると伺っております。議員もふれておられるように、議会基本条例と政治倫理条例をセットで研究され合せて、上程される議会も多いと聞いています。議会の中で、そのあたりがどのように検討されたかは私共にはわかりませんが、今回の基本条例制定にあたり、色々と研究を進められたことと思いますので、議会が先行して倫理条例制定に動かれるのか、はたまた町も足並みをそろえて検討していくのか、いずれにせよこの条例を制定することを否定する理由はありませんので、今後どのタイミングで制定をするのか、その必要性を含め、議論を重ね研究を進めていければと考えています。議員各位のご理解、ご協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
(４番 藤井宏之君)

○４番 ただいま総務課長からの答弁の中にもありましたが、この議会基本条例と政治倫理条例をセットで上程される議会が多いけれども、白川町議会ではどのように検討されたのかというような問いかけもございましたので、まずそれについて、私から答えさせていただきます。

結論からですけれども、川辺町議会のように、議会基本条例と政治倫理条例がセットで行えるのが普通の流れではないかな、というふうに基本条例について議論をしている段階でそのように感じていきました。しかし今回、政治倫理について議論を積み重ねることは時間的に限られたためできませんでした。その必要性は議員全員が認めているため最初に読み上げたように基本条例の条項に議員の政治倫理について載せることができました。議会基本条例を我々議員の決意表明とすると、政治倫理条例は議員であれば議員の在り方を示し、厳しく言えば議員の適格性を保証する制度というふうに思っております。で、私たちは、選挙で選ばれた公職者であります。九州大学の名誉教授の斎藤文男先生が書かれました「政治倫理条例のすべて」という著書のなかに、次のようなことが書かれてあります。「仮に倫理条例に違反した場合は政治的制裁を受けることになります。違反者の氏名を必ず公表し、重大な違反には退職もあると定めております。条例違反は、目こぼしなく社会的政

治的制裁を科せられる仕組みになっており、そのような条例を作る必要があります。元来、住民の代表者たるこれら要職者の政治倫理責任は主権者住民に対して負う以上、区議長と議員の条例違反の咎（とが）いわゆる過ちは、科刑ではなく住民自身の手によって追及すべきものです。条例が住民の調査請求権を保証し、住民参加の審査会が、違反者に対し必要な措置、懲戒処分、懲罰処分を勧告すると定めているのはそのためです。だから、政治倫理条例の実効性は住民の調査請求権の活用と、審査会の厳選な審査にかかっているといえるでしょう」と書かれております。

ここで質問ですけれども、町長はこの件については理解はしていただいているとは思いますが、ともに選挙で選ばれた公職者でありますので、町長の考える町長や議員の政治倫理として必要なことはどのようなふうにご考えておられるか質問したいと思います。

○議員 はい。町長。

（町長 横家敏昭君）

○町長 はい、今、ご指摘ございますけれども、私の思いというのですか、私は法律というのは、何々をしてはいけない、と言われる法律がすごく多いのですが、例えば事件があるとそれに対しすぐに法律ができるケースが多いわけですが、本当は基本的にはそれぞれの意思の中で道德倫理というものが守られるべきものであって、法廷規制をしなければいけないような状態そのものが、おかしいのではないかな、というふうに思うわけです。ちょっと私の持論的なものですが、あの私いつもその政治は安岡正篤先生の言葉の中に、政治というのは常に筋を正すということ、大きな政治家でも小さな地方の政治家でも筋を正すということに基本的なものがあるんだという話を常日ごろされています。また、論語の中に「意なく必なく固なく我なし」という言葉があります。これというのは自分の独断でいろんなことを判断したり、その意見を通したり、そして頑固に意見を通したり、他人の意見を見下したりそういったことというのが倫理というのか考え方として、政治を行う場合に必要なことではないか、もっと広い範囲で皆さん方の意見を聞くという、そういうことだろうと思います。その中で、相手の悪口を言ったり、嫌がらせがあったり、今、議員さんの言われたことは、人間として、議員としてではなく、人間としてあるまじき行為だと考えてわけございまして、まずそこで意識の改革が必要だと私自身戒めとして思っている次第でございます。ですから、その条例を作らなくてはいけない、というようなことに関してそういう話がでるのならば、議会基本条例とセットにして考えるべきことかな、と思いますし、議会基本条例は議会なんですので、行政側としては基本条例的なものも必要になってくるのではないかなと思います。よろしいでしょうか。

○議長 はい、答弁終わりました。再質問ありますか。

○議 長 はい、4番
(4番 藤井議員)

○4 番 今、町長が言われたことは当然のことだと思っています。ただ1つの例ですか、あの皆さんご存じだと思うんですけど、このワクチン接種をめぐる、あるところの首長さんが、まだワクチンがこれから始まろうとしている時に、首長、副町長、教育長という方がワクチン接種を先にされてニュースで話題になって、それが今度議会が紛糾して最終的にその時の町長さんが自分は医療関係者だっている、ワクチン接種をした理由にしたようだが、最終的には間違っていたということが認められたということがありました。私はたまたまこういう議会の基本条例をやっているときにそういったニュースがありましたので、その町は基本条例とかそういったのはどうなっていたのかなあと調べましたら、議会の基本条例はなかったです。ただ、町としての政治倫理条例は、たしか平成17年に、たしかではないのですが基本条例はなかったですけど、倫理条例ができていた、できていておそらく議会が紛糾したっていうのもそういうところで条例があつてなおかつそういう状況が起きてしまったということで、ワクチンをしたかどうかっていうのはわかりませんが、私が言うのも間違いかもしれませんが、自分の地位を利用して、そういうふうにしたという、議会にも、町民にも説明がなかったということで、この事件が1つのニュースとしてあがってきたのだと思います。そういったことに1人1人が理念をずっと保っていればいいのですけれど、その町のように町として政治倫理条例をうたっている、やがてはそういう状況が発生したということ、それがいいのか悪いのかわかりませんが状況が生んできたというのは事実です。ということで、ひとつの自分を選挙で選ばれた、出てきた人間としてそこは自分たちがきちっと律しなくてはいけないという部分だと思いますので、常に住民から監視をされているというか住民に対してもすべて説明ができるとそんな公職者でないといけないというふうに思っておりますので今回は議員だけではなく首長も含めてそうした町としての取り組みとしてそういった政治倫理条例というのを、ぜひこれをまず検討していくことがまず大事だというふうに思っておりますのでぜひお願いしたいと思います。

再々質問としましては、そうした人材の重要な意思決定に関する、関与する権限を持ち、また裁量権が大きいと重い倫理責任を負う公職者である副町長、教育長の見解を頂ければと思います。

○議 長 はい。副町長。
(副町長 佐伯正貴君)

○副町長 はい、あの今、質問をいただき見解をとということなので町全体の見解というのは出しておりませんので、私個人の思いになるかもしれませんがご容赦願います。

私は、一般職から今の特別職の副町長になりましたので、まだ気持ちの中に少し普通の職員と同じ感覚が残ってるところがございますが、職員については何年か前に職員の不祥事が少し続いたときに職員倫理規程というのを作っております。併せてその時の職員の懲戒処分の指針というのも作りました。その時担当でしたので、倫理規定を作る時も携わってきた経緯がございますけれど、基本的に中を見ると極至極当たり前のことしか書いてないんですけれども、まあそういった規定、指針等を示してそれぞれの自戒をするといえますかそういったなかで作っております。今のお話にございましたよその条例を見ますと、町長等ということで特別職が入った中の条例がございますし議員さんも含めた中のすべての方が入った条例もあるかと思えます。始めに言われたように、一番違うのは遵守事項と住民の方からの審査請求権、審査会を設置したり審査請求することができる、その2つが合わさったものがその条例の中身かと理解はしております。今回、特に議会基本条例を作られる経緯の中で議員間の説明をいただきましたが、アンケートをとられたなかで議員のかたの資質向上であったりだとか、品格の向上だったりとかそういった中で作られた経緯があるというふうにお聞きをいたしております。その中で基本条例を作られた分については皆さんの知識の習得であったりとか、そういった部分の条例だと思いますけれども、もう一方のほうでは品格の部分ですとかそういった部分については倫理関係のところ戒める必要もあるのかなという認識は思っています。

学びの部分と町長おっしゃられたましたように道徳的といえますか道徳的な部分ですね、その2つが1つにならんと資質の向上、品格の向上にはつながらないのかなと思います。

私共といたしましても、特に条例はございませんし、私は特に一般職から上がってきたのであんまりその、前のしばりのままの気持ちでおるので、あんまり意識はしていませんが、そういったなかで改めてそういったことをしっかりしていくことは必要な、とも考えますし、まあもしそうゆうことを検討するならば、特別職だけではなく、議会とともに一緒に合わせて作った方が一番最善かなと思いますので今すぐどんなという案はございませんが、今後検討していく課題ではあるかと認識しておりますのでよろしくお願いします。

○議 長 はい、教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○教 育 長 わたくしは、わたくし自身、全体の奉仕者、白川町の教育長として職務の犠牲にしないといけないと常々言い聞かせるようにしているつもりです。特に、議員通告のなかにありましたが、地位を利用した公私混同、地位を利用したハラスメント、こういったものはしてはいけないと考えております。高い倫理感が必要であると。例えば、教育委員会、まあ長は私ですけども教育委員会と例えば学校といつも年度

初めに、教育委員会は学校を方針と重点に基づいて指導と監督をします。でもそれだけではなくて白川町の教育委員会は必ず支援もしますと、ということをはっきりと学校等に申し上げてきていますが、それがうまく機能していくには、互いの信頼関係が必要だと。互いの信頼関係は、互いに高い倫理観を有していること、ということに思います。したがって議員がここで提案していらっしゃる政治倫理というものを条例というかたちで明文化していくことは意味があることだと思いますし、総務課長の答弁にもありますように否定するものでないと、個人的に考えております。ただ、実際にその動きをとる、という風になった場合は、時間をかけて一字一句丁寧に、そして法というのは一般的に体系化されているものですから、突然政治倫理条例だけがでるだけでよいのか、その上の条例はないのか、関連する条例はないのか、そういうことを本当に丁寧に研究して作っていく必要があるというふうに思います。現在はそういうものがないわけですけど、もやはり本当に人間として基本的なことはしっかりと自分に言い聞かせて仕事をやっていく。それがわたくしの答弁です。

○議 長 はい、再質問ありますか。

(4 番 藤井宏之君)

○4 番 はい、終わりますが、副町長、町長、教育長が言われましたように、このことにつきましては、時間をかけて我々議員も新しく代わると思いますし、そういった中でせつかくのこの議会が基本条例を上程するものですから合わせてこれもきっちりとこれも合わせないとバランスがとれないってこともありますので、それがいわゆる住民においても本当に開かれたということになりますので、ぜひこのことを前向きに、本当に厳しい内容になるかと思いますが、そこをきちっとすることが我々公職者の責務ではないかと思っておりますので、どうかその方向に進んでいただきますようお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 藤井宏之君の質問を終わります。

次に、4 番 服部圭子君。

(1 番 服部圭子君)

○1 番 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

2 点質問がありまして、コロナの重症化予防、そしてマスクの問題についてさせていただきます。最初のコロナ重症化予防対策について質問します。議長の許しを得まして、今回の質問の中に出ておりますパルスオキシメーターという器具の名前だけ、いつも町民の人とか理解できないと思いまして、実物を持参いたしましたので、それについてご報告申し上げます。

では、コロナ重症化予防対策についてお聞きいたします。コロナのまん延防止地域にある岐阜県ですが、白川町行政としてコロナ感染者の命を守るために重症化予

防対策について、現状とお考えをお聞かせください。

○議 長 保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 今回のコロナの重症化予防ということですが、コロナウイルスの感染者、濃厚接触者の情報は保健所では把握していますが、町として把握できるのは、感染者の人数性別年代のみです。このため、感染者、濃厚接触者の重傷化予防などに積極的に対応することは難しい状況です。ただし、本人からの申し出等により相談があった場合は関係機関と連携をとりながら、可能な限りの対応は必要であると考えています。

○議 長 質問ありますか。

(1番 服部圭子君)

○1 番 確かに町の方には情報がないというところが、これの大変ネックだというふうに認識されているのはその通りだと思います。ですからこそ町民の方々にコロナに関わった方々が重症化にならないための方法等について、積極的に町としても応援しているんだ、命を守るための何かできることはないか、ということについて考えているんだということを町民にお伝えする、予防をお伝えすることが必要だと思うんですけども、その点については何かやられておられますでしょうか。

○議 長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 重症化予防という点では、正直何も今申し上げた通りないのが状況です。ただあの、感染予防ということで、あの、ずっと後でマスクの話とかも出てくると思いますけどもの国等も含めて人からの指導も含めまして、まずは感染予防をしていただくということに重点を置くようなあの方向で周知等をしている状況です。

○議 長 はい、質問ありますか。

(1番 服部圭子君)

○1 番 重症化については特にやっていないということで、次に質問を移ります。

まず具体的な点で1点目なんですけれども、先ほどお見せしましたパルスオキシメーターの常備。町の保健センターですとか、そういった学校等の常備の状況と、そして陽性者の方への貸し出し、そのシステムとその周知状況また家庭への普及についてお聞かせください。

このパルスオキシメーターというのは、酸素濃度を測るものでこのように指をです、ね、入れますと、自分の酸素濃度が測れるわけです。これはコロナという病気が肺に支障をおこすわけなんですけれども、静かなコロナといいまして自覚症状がないうちに進行してしまうということが特徴でありまして、それをあの体温だけではなく、こういったもので、あの自分の症状を把握する、そして対応するということが必要で、このパルスオキシメーターは必ずコロナに限らずなんですけれども、重症な

った方には測って自分の体調管理に努めていただきたいということで、各自治体からは貸し出し等がされておりまして、この白川町でもそのようなふうにさせていただいてるということをお聞きしていますので、その状況をお聞かせください。

○議 長 はい、保健福祉課長。
(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 パルスオキシメーターについてですけれども、感染者の濃厚接触者の方が必要になった場合に備えて現在、町には3台保有しています。

1つ目の質問でもお答えしましたが、町から積極的に対応することが難しいため、保険所等の関係機関には必要な方への貸し出しができる方へ貸し出しが可能なことなどの情報提供をしていただけるようお願いしています。幸いにして、本町では感染者もそれほど多くなく、貸し出しは現在ない状況であります。

○議 長 はい、服部君。
(1番 服部圭子君)

○1 番 はい、すいませんちょっと風の雑音で聞きに行ってくかったところがあったので再度の質問になるかと思いますが、3台保有しているとそういうことを周知はどのようにされているかということと、あと学校保健室、そしてどんな福祉関係の場所ですとか、そういうところの保有状況というのはどのようなのでしょうか。

○議 長 はい、保健福祉課長。
(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 基本的に周知については先ほどのちょっと聞こえにくかったかもしれませんが、あの広報ですね、町の広報の方に載せておりますし、あとはあの、先ほどからの話にもありますように、基本的に情報が得られるのは保健所ということですので、保健所等の情報機関にですね、あの、もしそういう方が見えれば、情報提供いただける本人さんから、あの言うていただくなりというようなことで、そのような点をお願いをしております。あとはですね、今の状況としてあの、今の学校とかそこにあるかというご質問ですがあの、申し訳ありませんけどそこについては把握はしておりません。

○議 長 はい、答弁終わりました。質問ありますか。 はい、服部君。
(1番 服部圭子君)

○1 番 このパルスオキシメーターというのは私たちは、日頃は今まではコロナになる以前には体温測定という程度であつたんですけれども、やはりそのほかの病気等についても今またマスクの問題もありますが、そういった酸欠状態とかそういった点でも、この場合、パルスオキシメーターというのは、かなりあの普通の福祉関係の施設では常備しているというふうにお聞きしていますので、学校等にもそういった必要性を検討をされて、もしないようであればそのように検討するように動いていた

だくことはできますでしょうか。

○議 長 はい、教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○教 育 長 パルスオキシメーターの学校の入りは昨年9月に小中学校、7個（1台ずつ）配置しております。で野外活動に出るようなときには持って出かけることもあります。

○議 長 はい、服部君。

(1番 服部圭子君)

○1 番 はい、ありがとうございました。大変ありがたいことだと思います。またこれについての周知というんですか、家庭のそういった体調管理についても機会あるごとにそういったものを使っているよということを新しいこれ生活習慣だと思いますので周知の方をお願いしたいと思います。

では2番目の質問にさせていただきます。2番目コロナに伏臥位が利く、というのはアメリカの臨床機関や循環器系の医療関係者のコロナの軽症化ケアでは大切なケアとされています。症状者への保健医療関係者からの腹ばい（うつぶせになるという姿勢のことです）のすすめについて一般の方への認識の広報をされると良いと思いますが、これについてのご認識をお聞かせください。

○議 長 保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 コロナウイルス感染者の治療として、伏臥位については、医療の現場において、その有効性について検証や実践が行われているようです。しかし、他の治療法と同じように利点もあれば、注意すべき点もあり、医師の指導に基づいた治療の中で行われるべきものであると考えています。このため、町では情報提供等の広報することとは考えておりません。

○議 長 はい、質問ありますか。はいどうぞ。

(1番 服部圭子君)

○1 番 今回こういった一般質問させていただくことでこの伏臥位についての周知というんですか、そういった点もお願いしたいなと思って質問させていただいています。コロナの医療関係者の方々のご苦労は1年ともう、もうすでに半年になろうとしています。その中でコロナに重症化になる方とならない方、そういったあのわかれ目のところで、やはりその過ごし方、という点で大きく伏臥位というのが有効であるということが言われています。

それは医療関係者の中では、はっきりと言われてるんですけども、でも、多くの全国的な医療関係者の中に、そのことがシェアされているかというところではないというのが現状です。テレビなどを見ますと、コロナにかかれた方が上を向いて寝ておられる姿をよく目にします。この伏臥位につきましては、上を向くと、背

中に血流が流れておりまして、それが潰されてしまっていて、血流が入ってこなくなる、つまり酸素が運ばれなくなる。そしてそれを、うつぶせにするとその血流が動き、そして肺が膨らむので肺にたくさんの酸素が送られてコロナの感染の症状が和らいでいくということだそうです。

このことを一般質問の機会に町民の皆様にも、これは肺気腫とかそういった方々は常識的にそのようにされていると聞いております。コロナだけではなく、肺そういった喘息ですとか、そういった症状の方もそういうふうに行われていると聞いておりますので、コロナはあの肺の感染が主ですので、そのような伏臥位についての認知を広めていただければと思います。またあの、いろんなところでこれから関わる時にこんな情報をお伝えしていただければと思いますので、保健関係者の方には認識として持っていただきたいと思いますので、その点については認識していただけるかを、最後にお聞きしたいです。

○議 長 保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 多分認識ということですが、あくまでも一応そういった事情があるということ、あの多分関係者も周知、知っていることだと思います。ただ、一般的な方にあのその場から勝手に広報をしたりとかではなくて、やはりお医者様の判断によって適切に行われるべきことであるというところで、あのそういった広報を積極的に行うものではないというふうに考えております。

○議 長 はい、よろしいですか。

(1 番 服部圭子君)

○1 番 幸いまだこの町では、重症化されてるかそれもわからないんですけども、危篤な状態に至ったということは今のところは、聞いていないのでそれをはっきりませんがそういったそういったときに、やっぱり命を守る一つの大切なケアであるということをお伝えしたいと思います。

3 番目です。新型コロナウイルスの感染患者さんまたはワクチン接種後の副反応の患者さんなどへの漢方薬 十味敗毒湯との使用による重症化予防した事例があります。こういった事例について、医師との連携について対応する気は、対応することは検討されてはいかがかと思いますがいかがでしょうか。

○議 長 保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 今の漢方薬の使用についてですね、それもあの若干の情報は得ております。ただ3 番ご質問と同じようにあくまでも医師の判断により患者の状況を把握した上で適切に投与されるべきものであると考えます。こういった例がある等の情報提供は可能かと思いますが、使用の判断については、医師と患者の間で行われるべきと考

えます。

○議 長 はい服部くん、再質問。

(服部圭子君)

○1 番 はい、今後とも、もちろん医師等の判断で行われるべきものですので、そういった医師との連携について情報交換をさせていただきたいと思います。4番目に、最後ですが、重症化のリスクの大きい方として、タバコで肺が悪い方、また肥満の方、糖尿病でコレステロールが高い方と言われております。白川町はヘビースモーカーが多いとの調査があったと思いますが、禁煙運動の成果はいかがでしょうか、コロナを機に禁煙したい方もあるかと思いますが、他にストレスで吸う方も多いのかもしれない。さらなる禁煙対策として、現状と今後お聞きいたします。

○議 長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 禁煙対策については、現在、健康チャレンジ事業での非喫煙者にポイントの付与特典を付けるなどの啓発活動に取り組んでいますが、その他の活動も含めて、なかなか喫煙率が下がらない状況にあります。健康診断の事後指導など機会を生かしながら、今後も健康被害や禁煙のメリットなどを伝え、啓発を図っていきたいと考えております。

○議 長 はい、よろしいですか。服部君。

(1番 服部圭子君)

○1 番 はい、禁煙はなかなか進んでないということで、すごく残念なんですけれども、やはりコロナにおいては、究極という免疫力を高めるですとか、そういった病気の用語というのが中心になってくるかと思いますが、これについてのその課題と、どういった今、展望を持っておられるかだけ再度お聞きします。

○議 長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 はい確かに一応状況をいろいろ調べてみますと、喫煙者の方が感染がする機会が多いですとか、そういったことは書かれているものもあります。その辺についても正確な情報を得た上で、また保健師等とも相談をしながら、何か改めて啓発が必要なことがあればそこについては対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議 長 服部くん、はい。

(1番 服部圭子君)

○1 番 それでは1番目の質問を終わらせていただきます。

では2番目です。マスクの問題ということで熱中症の時期になってきましたので、幼児または子どもまた高齢者の方についてマスクでの問題点についてお聞きをいた

します。

本格的な夏に向け、消費者庁も熱中症に注意するように呼びかけております。コロナの感染予防のためにマスク習慣が広がっていますが、乳児から高齢者までマスク問題も指摘され始めました。また、今年2月、大阪府高槻市の小学5年生の男子児童が5分マラソンで意識がなくなり、亡くなっております。マスクを外しましょうという指示だけではなく、本人が付けたければ付けても良いといった指示となっている学校も多いです。厚生省も熱中症を防ぐためにマスクを外しましょうと呼びかけています。各世代においての熱中症になるなど、マスクの問題を回避するための対策をお聞きいたします。

1番、2歳以下のお子さんはマスク不要、むしろ危険が大きいとの日本小児科医会からの呼びかけがあります。2歳以下のお子さんのマスクについて、子育て支援としての対応や考え、また周知についてお聞きをいたします。

○議長 答弁。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○教育課長 では1番、服部議員に対する答弁をいたします。

初めに、熱中症対策としては、以前にも他の議員から高齢者に対する対策を一般質問でいただいたことがあります。繰り返しになりますが、毎年多く発生すると言われていた熱中症です。特に、梅雨が明け、急に暑くなる7月には体が暑さに慣れていないので、日中の最高気温が30度を超えるあたりから、熱中症による緊急搬送などが町内でも増えることとなります。

特に小さい子ども、高齢者、体調不良の方は熱中症になりやすいといわれています。しかし、熱中症の予防法を知っていれば、誰でも事前に防ぐことができるものであります。町では、熱中症予防対策として、防災無線やホームページ、すぐメールなどを利用して啓発を行っています。

2歳以下のお子さんはマスク不要、むしろ危険性が大きいとの日本小児科医会からの呼びかけがある。2歳以下のお子さんのマスクについて、子育て支援としての対応や考え、周知についてお答えいたします。質問にある2歳以下のお子さんは、マスク不要と日本小児科医会からの呼びかけがあるとの内容ですが、確かに昨年5月25日に日本小児科医会から出された資料によれば、2歳以下の子供にマスクは不要、むしろ危険とする考え方もあれば、今年4月14日に日本小児科学会から出された資料によれば、乳幼児のマスク着用には危険があります。特に2歳未満の子供については気をつけましょうと示されています。日本小児科医会と日本小児科学会といった異なる2つの団体となりますが、2歳以下のお子さんに対するマスク着用については、様々な見解があることを申し上げます。

さて、子育て支援センターと保育園の未満児クラスの対応をお伝えします。2歳

以下のお子さんとその保護者が利用する子育て支援センターについては、1日の同時利用は、1回5組の予約制とし、入室時の検温と消毒、保護者のマスク着用は必須で、どちらかが体調不良の場合の利用は控えていただいています。なお、お子さんについては、マスクの着用を求めています。感染予防のための利用においては、なるべく密にならないよう、保護者同士で気をつけていただくようにしています。

保育園で、2歳以下の子どもが入園している、未満児クラスの対応についてもマスク着用を呼びかけてはいません。ただし、本人や保護者がつけたいという家庭においては、着用している子もあります。年齢の低いお子さんは、感染のリスクがないわけではありませので、マスクをすることによっての危険性を考慮し、マスク着用なしで生活していますが、感染予防のために家庭での毎日の検温の協力に加え、必ず保育士が付き添いながらの手洗いや消毒、密にならないような工夫、換気、体調管理に十分留意しながら保育を進めています。

なお、県内の保育施設で起きたクラスの未満児クラスのクラスターの事案も参考にし、2歳以下のお子さんの対応については、これからも情報収集しながら取り組んでいきたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(1番 服部圭子君)

○1番 子育て支援センターでの工夫というのも伺っておりまして、親さんはあのマスクをして、お子さんにはさせていないということですし、未満児もそのように伺っております。

少し気になりますのは、2歳児というのは、本当に私達あの教育課長もそうだと思うんですけど、小さい子どもの赤ちゃんを育てたときをつい忘れてしまうんですが本当にうつぶせで口をふさがないようにとか、それからこの場合ですね、マスクをしていると嘔吐したときに窒息するという危険、それから熱中症はものすごく体温調節ができないので、マスクによる、マスクって口をふさいでしまいますので、本当は熱を口から発散して体温というんですかね、熱を出しているんですが、そこを止めてしまうこと、そしてそういうような点があり、やはりそれから体調異常の発見が遅れる、顔が全然見えないもんですから、口が開いてるのか、閉じているのか、顔の色がどうなのか、そういった点のことが見えないということで2歳以下のお子さんについては、もちろんその家族の何か感染状況というかね、出かけたりした人とのあの接触を避けたりとかそういった点での手洗い、消毒、そういった点はもちろんですが、そういうことをしていれば、そのもう基本2歳以下の方はマスクをすることの大きな危険をリスクが大きいということで、そういうことも含めて2歳以下のお子さんがしマスクをしていないときに、皆さんがマスクしてないねっ

ていうような、こうふうになるのも防ぐために、お母さん方にも2歳以下のお子さんのについてのマスクへのリスクもその子育て支援センターですとか未滿時のお母さん方にお伝えしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○教育課長 マスクをしていることによって熱中症にかかる恐れがあるという形をおっしゃったんでしょうか、そういうことでよろしいですか。

○議 長 服部君。

(1番 服部圭子君)

○1 番 マスクをしていることで、嘔吐して窒息する場合がある、それから表情が体調の変化がわかりにくい、それから熱中症もあの口からの吐く熱を出すということができないので体調に支障を起こす。そして、本当はもっと大きいのは酸素が中に入らないことによって脳に血液が行かない、酸素がいかないことで脳への影響というのがあるんだということも聞いておりますので、そういった点で、あのマスクをずっとしている赤ちゃんっていうのは今までの私たちは子育ての中でありえない状況です。なので、コロナ感染は別の方向でしてあげることができますので、赤ちゃんは常にあの2歳まで親と一緒にいますので、そういった点でマスクをする。どうしてもやっぱり何か人混みのところとか、そういったところではする必要があるかと思うんですが、その場合でも、あの極力顔が見える状態の何かシードでありますとかそんな形での工夫が要ると。マスクについての危険性という知識をお伝えしていただきたいということで、質問しました。

○議 長 教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○教育課長 すいません、答弁をさせていただいた中にもですね、今2歳児以下の子育て支援センターに集まってくる子どもたちについてはマスクをしていないという状態です。もし子どもたちの体調はについても、やっぱり保護者とまたそこにおける職員で調整しながら気をつけていくという対応になると思います。

○議 長 はい、よろしいですか。

(1番 服部圭子君)

○1 番 ありがとうございます。では次に保育園児の状態について、やはり5歳以下はマスクを、不要ですというような通達も来ております。保育園児のマスクもどのような対応されているのか、また発達上の問題も指摘されていますが、どのように考えて対処されておられますでしょうか。

○議 長 はい、教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○教育課長 それでは保育園児のマスクの不要とされており、どのような対策を行っているのか、また、発達上の問題も指摘されているがどのような考え、対処しているかの質問いただきました。この質問の中にも、保育園児のマスク不要とする内容があります。昨年5月26日に出されました保育現場のための新型コロナウイルス感染症ガイドブックによれば、マスク着用については、職員と子ども全員が、できる限り着用することを推奨していますので、保育園児のマスクは不要とは言っていない。さて、保育園児のマスク状況と対応についてお伝えします。現在、保育園の3歳児以上については、できる限りのマスクの着用で園生活を行っています。ただし、戸外での活動、園外保育時、食事中を午睡中においてマスクはしていません。室内での活動時間に限り、マスクをつけて過ごします。また、汚れたり濡れたりした場合については、保育園で交換しています。そして、年齢や発達段階に応じて、なぜマスクが必要かをわかりやすく伝えるようにしています。保育園での遊びの中で、子ども同士が3密にならないよう声を掛け合いながら保育を行っていますが、遊びが盛り上がったり、子ども同士で教え合う姿があるので、その時には子供同士の間は、とても近い状態です。遊びに夢中になり、楽しんでいる子どものたちですが、もしマスクをしていなければ、感染リスクを抑えるために、その活動を下げる手段をとらなければなりません。子供にとって、遊びは一番の学びの場ですから、活動の楽しみを大切にしたいと考え、マスク着用で室内活動を行っています。

服部議員の言われる、発達上の問題とは、具体的にお示しいただいていないので答えになっているのかわかりませんが、保育士のマスク着用により、顔の表情がわかりづらい場合があります。絵本の読み聞かせのときには、保育士が適宜、マウスシールドやフェイスシールドを使って顔の表情が見えるようにしています。先日オンライン研修会で、保育士が学んだときには、講師の先生からマスクがあっても、感情伝達は十分可能で、目だけでも表情は豊かに伝わると話されたとのことでした。これから夏に向けて熱中症が心配されますが、室内においては、エアコンのある部屋で、過ごしやすい温度管理をしながら、常時換気に心がけ、また十分な水分補給や適宜の休息時間を持ちながら生活していきます。少しでもマスク着用時が過ごしやすくなるよう、保育士同士が声をかけられ、掛け合いながら進めていきます。マスク着用は他者への感染を防ぐことが大きな目的です。無症状の感染者も一定の割合で存在していると考えられている新型コロナウイルス感染症では気がつかない間に感染して、他者へ広げないように、マスクを着用することが推奨されています。マスクを着用することで自身のウイルスの侵入を防ぐ効果は限定的だといわれています。保育をする保育士が感染しない、感染させないためにも、みんなで備える必要があります。そして、保育士の感染対策として、ワクチンの接種等を行い、1日でも早くマスクなしで安定した保育が提供できる日が来ることを望まずに

はいられません。以上、答弁させていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(1 番 服部圭子君)

○1 番 WHOでは、やはり5歳以下のマスクは不必要だというふうに言っています。子どもの感染は重症化率というものが少ないということもありますが、やはりそのリスクですね。それが非常に大きいということがあります。ですので最小限のところでのマスクをつけましょうと。それ以外はマスクを外していくというようなことが、5歳以下の子どもさんにはより一層大事ではないかと私は考えています。発達上の問題というのは、後になってみないとわからないことで、そしてまた白川町の場合には、密になるという人数というのはかなり避けられる状態だと思います。そういった工夫を持って、今もちろんされているんですが、ほとんどの場合マスクを今しているというふうなお答えでしたので、見直しをしていただければなと思います。白川町っていうのは今、岐阜県としてはまん延防止地域ではありますが、白川町はどうなのかというと、感染がもうある程度収束して拡大が見られない地域といってもいいぐらいの、その感染の場所だと思うんです。それで子どもたちに感染もしているっていう、何か前提で、人にうつさないためにマスクをするっていうのは、大人の方はもうそれは絶対必要なことです。保育者にとっては。でも、子どもたちは、基本、感染していない状態で過ごしている、過ごさせるのが園というあの限られた環境の中で可能であります。それが一般のマーケットに行ったりとかそういうところと同じようにマスクをするというのは、あのとても慎重に考えなくてはいけない問題だと思って問題提起をさせていただいています。

ですのでなるべくマスクを野外にいるときは多分外してと思いますが、子どもは熱中症になっても今マスクを自分で外せるっていうことはできないので、保育者の方で、マスクはしない、今はマスクしちゃいけないよっていうふうな指示も併せてお願いをしたいと思います。これから熱中症の時期になりますので、なお一層その辺で過ごしましょうという指示とマスクをしてはいけないよ取りましょうという支持をはっきりと小さい子にはしていただきたい。ということをお願いしたいと思います。これについて、お願いできますでしょうか。

○議長 長 はい、教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

○教育課長 今の答弁の中でもお伝えさせていただきました。保育園の中では戸外での活動、外での活動であったり、園外保育時間、食事中、午睡中についてはマスクをしていないという状態です。それ以外でもし体調が悪くなったりした場合はやっぱり他の場所でちょっと子供達をおいて保護者を呼んで対応するわけですけども、やっぱり体調が悪ければマスクを外して、そこは保育園の先生とか、担任の保育士が対応

させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 答弁ありますか。
(1 番 服部圭子君)

○1 番 続いて質問させていただきます。文部省のガイドラインに沿って、マスクの着脱については、模索が続いていると思いますが、白川町のガイドラインを作成する考えはないでしょうか。野外での遊び運動では体温調節がまだ未発達な年齢では大人の指示が必要です。外すようなシーンについて、どのようにしているかということをお聞きしています。これは先ほどのあの再質問等でも答えていただいておりますが、息が上がったら外してもよいというような指示があると聞いております。息が上がったらではなく、最初からこの野外では外しなさいというような指示に替える必要があると考えております。いかがでしょうか。

○議 長 はい、教育長。
(教育長 鈴木雅史君)

○教 育 長 まず今年2月大阪高槻市の小学校で体育の授業中に体調が悪くなって、その後お亡くなりになった5年生の男子児童がいますが、このことに対して本当にご遺族の方にもお悔やみ申し上げますし、そういうことに関心をしっかり持って、本町の子供にも安全確保に一層努めてまいりたいということを考えております。

さて、議員ご質問のマスクの脱着についての白川町のガイドラインを作成するという考えは、これについてはありません。このことについて白川町に限ったその特殊性というものはないと考えております。国や県のガイドラインに沿っております。学校生活においてマスクを外すというときは、基本ですけれども、給食、体育の授業で運動しているとき、水泳の授業でプールに入って泳ぐとき運動場などで子ども同士が十分な距離をとって遊べるとき、登下校で子供同士が十分な距離を取れるときなどです。また人と人との十分な距離が取れば、学習や遊びや通学などにおいて、マスクをつける必要はないというふうにしております。

ただ白川町はスクールバス通学が非常に多くて、マスクは着けたままの通学になります。昨年の6月に学校が再開しましたが、そのころはほぼ1年前ですけど、もうすでにそのときに話題になっておりまして、マスク着用による感染予防と熱中症予防の両立をさせなければいけない。でどうするかということで、自治体によっていろいろな取り組みをされましたが、例えば、傘を差してマスクを外して登下校というようにところどころ話題になりました。白川町ではこのような方法はとっておりません。通学だけでも一律にはなかなかできないところがあるように、実際の学校生活では時間や場所だけでなくいろんな要因が関係してきます。従って、幼児とか小学生低学年ぐらいまでの子供に対しては保育士、教師などからその都度指示をしているわけです。例えば外で活動する。マスクの着用は必要ないというふうに判

断して、子供に対してマスクを外していいよというふうにして外へ出たとしますが、子供というのは夢中になると、どうしても接近しています。くっついてきます。そんなときは、近いよ近いよと言って気付かせて、この距離をとるといふふうにして指示をやっているわけです。

昨年6月の厚生労働省のチラシには、熱中症を防ぐためにマスクを外しましょうというふうに書いてありますけれども、あわせて、そこには屋外で人と2 m以上離れているときというように十分な距離をとることもこうやって書いてありまして、そういった中でやっているわけです。議員の質問は、子供の命を守るという意味でのご質問だということもわかっておりますが、なかなかそう単純とか一律な指示は、一見わかりやすいんですけども、熱中症予防等、感染症予防の両立を踏まえて保育現場とか学校現場では本当に、子供の安全確保のために奮闘しているというふうにしてご理解をいただきたく思います。

○議長 長 答弁は終わりました。再質問はありますか。

(1 番 服部圭子君)

○1 番 はい、この件についてあのいくつかの学校の対応もお聞きしました。通学は今見るとやってる子もいたので、通学はどうですかっていうと通学はやらなくていいよというふうで、体育も、なわとびのときはなしにしたりとかっていうのは、息が上がるというような言葉で対応されていると聞いていますが、やはりその子をもって自分ではわからないところがあるので、つまりそういった活動のときにしている子がいたら、今度は外しましょうっていうこともあわせてお願いしたいなと思います。

では、4 番について質問させていただきます小中学生のマスクの問題として、医師が7つの問題として挙げておられます。成長発達に悪影響がないように対策を講じる必要がある。どのように認識して行っているかを教えてください。参考にこの医師の動画を資料として出させていただきました。1 番は熱中症の問題、また口呼吸、マスクをしていると鼻がふさがれてしまうので、口呼吸になってしまう。そうすると細菌が直接口から入ってしまつて、鼻の免疫力があるところを通ることがなくって、それが問題だと免疫力落とす。そしてコミュニケーションの問題、顔の表情がわからないことでのコミュニケーションの問題、そして社会交流システム構築、精神状態情緒への問題、これは表情筋ですとかそういったものの働きが、口の周りには脳と直結してあるそうですが、そういった点の発育の問題ということで、そして5 番目は口元を触る機会が増える。ということでマスクをしているとどうしてもこう口を触るっていうことであと6 番目に繋がるんですが、このマスクを外して置いたりするポケットに入れたりする、そういったときの不衛生さ、そういったものそれから毎日洗うようにはしてると思いますが、そういった点。そして7 番目低酸

素の問題。これとても問題で、先ほども言ってますが口からたくさんの酸素を取るよりも出す二酸化炭素をたくさん取ってっているというような調査結果もあったと報道されております。こういった二酸化炭素、かなり取り込んでるんだっていうことの認識についての対策というのをお聞きいたします

○議 長 はい、教育長。
(教育長 鈴木雅史君)

○教 育 長 小中学生のマスク着用についての医師が、7つのリスクを示したが動画については私も視聴しました。その内容については理解ができます。1から7までのリスクを下げるためにはどうしたらいいかというとマスクを外せばいいわけですね。それでは感染症のリスクが高まるということになります。したがって先ほども言いましたが、感染症とそれから熱中症とかいうことの両立をやっていかなければいけない、7つの問題はあるんですけど感染しないという、両立をやっていかなければならないっていうことですね。なかなか具体例はいえ、言えないところがあります。というのは一番熱中症については、学校ではいろいろと対応しております。これはマスクを着ける前からやっていることもあります。暑さ指数というものがありまして、それを常に把握して、特に外体育その今の現状を把握しながら、対応していくと高くなれば、その活動を一時中止して涼しいところへ移動するとか、そういうことですね。それから冷房設備の使用ということで、学校はクーラー扇風機などがそれにあたりますけども。これもこの時期必要に応じて使ってあの温度を適当に適切に管理していると。しかし換気のために締め切ることはできないとですね。あの温度は下げたいが、クーラーですので、換気能力はないので、そういうことをやってます。

それから水分補給は活動に応じて休憩を入れてやってます。日陰を作るということでは、時期とか活動内容によっては運動場にテントを張るなどして、日陰を作っています。もし体調不良者が出た場合は、これ熱中症に限らずですけど、緊急時対応マニュアルがありまして、それに従って対応していくという。こういった訓練もやります。従ってマスクをつけることによるリスクと、マスクを外すことのリスクと、この中で、やってることはマスクを外せるときは外す。場に応じて柔軟に対応する。対応しているということで、答弁をさせていただきます。

あわせて白川町のことで、先ほど2番のときに議員が現状についてお話されたけども、小中学生については、PCR検査を受けますということが決まったときはすぐ教育委員会の方にね、学校に連絡があり教育委員会に連絡があります。そして結果も連絡があります。個人情報ですけども。そこで最近、白川町で子どもで陽性になった子は1人もおりません、がおりませんが、熱が出て休むとか、検査を受けましたとか、それは子どももおりますし、教員もいます。これは事実です。数字

は持ってませんけど今ここに。今でもやっぱり熱が出て病院へ行きましたら、PCR検査、すぐその場でなっけししまいましたという教員もいます。ペースが下がるまで2日間ぐらいは、学校にこれせんね。ですから、結果ゼロってのは出てるんですけども。体調の悪い子があります。幸い、PCR、あるいは抗原検査で陰性という結果が出てますけども、その前に至るときには、もしかしたらということで皆さん気をつけて、感染してはいけない、あるいは感染させてはいけないというようなことでそのはざまの中でマスクも着け、外せるときには外すとういうふうな対応をしているということをご理解いただきたいなと思います。

○議 長 はい。

(1番 服部圭子君)

○1 番 私もうこういった議員の立場ですとか、親の立場とかっていうだけでしか体験してないもんですから、本当に現場の先生たちのその緊張感というのは、もう本当に想像できないぐらいのことだと思います。その中で熱中症とその感染予防の両立ということに本当にもう、何、何か見えないご苦労されてそんな中でもいろんな行事を実施されたりしていることに本当感謝申し上げます。

やはりこうやって先生たちとちょっとお話していると、やはり両立の仕方がないんですけども、プラスそういったコロナを活かした、活かしたなんて変なんですから、そういった新しい生活というふうに総理大臣も言われましたけれども、新しい学校生活というものを考えていくべきではないかというふうに思いまして、少し提案をさせていただきたいんですけど、合唱は今行っていないというふうにある学校では聞きました。でしたら、運動場に出て、ディスタンスを保って大きな声で合唱する、そんなふうにもできるんじゃないかと思ったりですね、発声ですとか表情筋を鍛えるような運動、それから音楽を伴ったリズムですとか、そういったことを野外で行ったりとか、そういうこちらの我慢しているだけではなく、そういったものを意識的にこういったリスクがあるということは少なからずあるわけですので、そういったもののリスクをなんですか、回復させるような時間もマスクの生活のリスクを回復させるようなことを試みていただきたいなということで例えばあの手話ですよね。手話って口で言わなくていいですし、そういった手話を使う方の表情ってすごく豊かだと思うんですね、こういった新しいコロナ上での生活、教育、授業なども生まれてきてもいいのかなと思ひまして、このような提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○議 長 はい、教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○教育長 たくさん言われましたけれども、1つ1つちょっとお答えできませんが、合唱についても例えば佐見中学校は全8人で、人数は少ないです。ですがマウスシールド

といって下を透明なものにしてやっています。でもそれでやってるんだけど学校の先生がたは大変心配しながら、要するにマウスシールドそのものは、やはり飛びますのでね、感染したらウィルスを飛ばす可能性はあるけども、そうやって工夫してやっています。他の学校ではマスクをつけてやるとか、確かに運動場で音楽やった学校もあります。でもそれはそれでまた、なかなか難しくてね、自分の声がどうなっているのか、友達の声がどうなってるのがよくわからないようなところもあって、なかなか難しいです、音楽ですから、応援のあれとは違って、音楽的なこと、ただいろんなこと、合唱1つにしても取り組んでおりますので、可能な限り新しい方法も見つけていくと、ただどうしても先ほど言いましたように感染しているかもしれないということに立つと、集団生活においては、マスクをするときはすると。教室が暑いときは冷房をかけて温度を下げてね、そして、マスクをしておれば何もないよりは過ごしやすいと思いますね。ということで、議員のご質問に細かなお答えはできておりませんが、その都度、学校は工夫しておりますということをお答えさせていただきます。

○議長 長 はい、答弁終わりました。

(1番 服部圭子君)

○1番 はい、では最後に、高齢者の方についてです。昨日も高齢者の方は自転車でマスクをつけて運転されている方を見かけしました。畑で1人で作業してるのにマスクしてるとかそういった方もね、ワクチンを打つことによってね、それを外されたっていう事例もお聞きしておりますが、畑で1人でやっているとマスクはつけなくてもいいし、つけるべきではないと思うわけですが、私達もそういったマスク習慣が身についてしまって、そういった外を散歩しているときも1人で散歩しているときもマスクしているっていうこともありました。厚生省では新しい生活様式を健康にということで、熱中症を防ぐためにマスクを外しましょうと呼びかけています。

特に高齢者の熱中症対策とマスクについての対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長 長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 はい、高齢者ということで、もう高齢者の熱中症対策のマスクについてということですが、あの先ほど教育課長からも、あの話ありましたけども町では熱中症予防対策として、防災無線やホームページすぐメールなどを利用して啓発を行っています。特に高齢者世帯については、民生委員さんにご協力をいただき、各世帯を訪問して熱中症予防に有効なスポーツドリンクとともに、エアコンや扇風機の活用も含めた家の中の環境面、人と距離がとれる場合にはマスクを外すこと、水分摂取などの自身の行動や身体に関する注意事項を記載した啓發文書を配布し、予防啓発活動に努めています。今年も今後、気温の上昇や湿度の上昇が予想され、啓

発を図っていきたいと思っております。

○議 長 はい、再質問ですか。

(1 番 服部圭子君)

○1 番 はい、感染症予防について様々な現場でのご苦勞をお聞きすることもできましたし、そのことについて本当に感謝申し上げます。熱中症の時期ですので、皆さんがマスクだけではなく、外すところでは外して元気に酸素をいっぱい吸って健康に町民の方がお過ごしになるように質問を終わらせていただきます。

○議 長 服部圭子くんの質問は終わりました。

ここで、一般質問を終わります。

ここで、2 時 4 5 分まで休憩します。(午後 2 時 2 5 分)

○議 長 再開します。(午後 2 時 4 5 分)

◇日程第 5、議員定数の改正についてを議題とします。

本件については、令和 3 年 3 月開会の白川町議会第 1 回定例会において、議員定数削減案の条例改正が発議され、議会運営委員会に付託その後、議会活性化特別委員会で調査研究し、その結果を 6 月定例会で報告することになっているもので、議会活性化特別委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長 服部圭子君。

(議会活性化特別委員長 服部圭子君 登壇)

○議会活性化特別委員長 議会活性化特別委員長、委員長報告をいたします。

本委員会に付託された調査案件について調査の結果、次の通り決定いたしましたので、白川町議会議会規則第 7 7 条の規定により報告をいたします。

1、調査事件、議員数の改正について

2、調査の経緯経過

令和 3 年 3 月 1 9 日白川町議会第 1 回定例会第 4 日目において、議員定数 8 名の削減案の条例改正発議がされ、議会運営委員会に諮ったところ、同日、定例会で設置された議会活性化特別委員会において調査研究し、その結果を 6 月の白川町議会第 2 回定例会で報告することが決定されました。

3、調査研究の概要

現在、白川町議会の定数は 9 名です。削減の案には、しらく人口減に伴う定数の改正が主張されました。そこで、全国の議員定数を調査したところ、1 千人から 1 万人の人口の議員定数の平均は 1 0 . 3 7 名でありました。

また、定数について町民が正確な人数を知っているか、ということについてアンケート調査をしたところ、5 7 . 3 %の方の正解がありましたが、4 3 %の方が知らない、または 1 0 人である、8 人と間違っ認識されていることがわかりました。

また、全国議長会に定数改正に関する議会運営について問い合わせたところ、今年

度選挙を控えたこの時期に、議員定数についての条例改正は、町民の不利益となるため、行うべきではない、との回答がありました。

また、これらの調査結果の後に、議員の意見を確認したところ、現状維持とする議員は4名、安江孝弘、今井昌平、梅田みつよ、佐伯好典。8名に削減すべきとの意見が4名、細江茂樹、渡邊昌俊、嶋田有康、藤井宏之の同数となり、これに委員長、服部圭子が現状維持とする意見に加わり、現状維持が多数となったことから、議会として、現状維持とすることとなりました。

以上より、現在の定数が人口割の町村の全国平均よりも少ない状態であること。町民の認知度も向上した上で、改正の検討をすることが重要であること。選挙間近の改正を行うことは適切とは言えないこと。現状維持が議員の過半数であるということにより、現状の9名の定数維持が望ましいと結論を致しました。

結論、議員定数については現状維持とすることが望ましい。付帯意見として、さらに、人口減が進んだ場合には、定数を検討すべきという意見があったことを申し添えます。以上、活性化委員会からの報告をさせていただきました。

○議 長 はい、報告が終わりました。

本件については、委員会において討論、採決がとられております。

よって、委員長報告の通り、次期白川町議会議員一般選挙における議員定数は、現状の9名とすることに決しました。

◇日程第 承第3号「専決処分した事件の承認について」

専第4号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」

○議 長 日程第 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 藤井勝則君 登壇)

○町民課長 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○議 長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「異議なし」の声あり)

○議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○議 長 討論を終わります。採決します。

承第3号を報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長 ご異議なしと認めます。よって、承第3号「専決処分した事件の承認について」

専第4号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第7 承第4号「専決処分した事件の承認について」

専第5号「過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 長 日程第7 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 藤井勝則君 登壇)

○町民課長 日程第7 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○議長 長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「異議なし」の声あり)

○議長 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○議長 長 討論を終わります。採決します。

承第4号を報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 長 ご異議なしと認めます。よって、承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う白川町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第8 承第5号「専決処分した事件の承認について」

専第3号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第9号)」

○議長 長 日程第8 承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

報告を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

○総務課長 承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第9号)」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○議長 長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「異議なし」の声あり)

○議長 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
 承第5号を報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって承第5号「専決処分した事件の承認について」、
 専第3号「令和2年度白川町一般会計補正予算（第9号）」は、報告のとおり承認
 されました。
 ◇日程第9 承第6号「専決処分した事件の承認について」
 専第6号「令和3年度白川町一般会計補正予算（第1号）」
- 議 長 日程第9 承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「令和3年
 度白川町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。
 報告を求めます。総務課長。
 （総務課長 安江章君 登壇）
- 総務課長 承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「令和3年度白川町一
 般会計補正予算（第1号）」議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
 （「異議なし」の声あり）
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
 （「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。
 承第5号を報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって承第6号「専決処分した事件の承認について」、
 専第6号「令和3年度白川町一般会計補正予算（第1号）」は、報告のとおり承認
 されました。
 ◇日程第10 議第27号「白川町役場の位置を定める条例の制定について」
- 議 長 日程第10 議第27号「白川町役場の位置を定める条例の制定について」を議
 題とします。
 説明を求めます。総務課長。
 （総務課長 安江章君 登壇）
- 総務課長 日程第10 議第27号「白川町役場の位置を定める条例の制定について」議案
 及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
- 議 長 はい、3番。
 （3番 梅田みつよ君）
- 3 番 第27号についてお伺いいたします。すいません、私も専門的な知識がございま

せんので改めてお聞きしたいんですが、この施行日が、事業の進捗状況により、別途規則で定める日という説明が以前の全協で行われたと思うんですが、今日の条例こちらの方も附則として、規則で定める日から施行するということであります。これについて何かいろいろな諸事情があるということを知っていますが、そのいろいろな諸事情とはどういったことを教えていただければ、わかりやすく教えていただければと思いますのでお願いします。

○議 長 はい、総務課長。

(総務課長 安江章君)

○総務課長 今までご説明してきた中で庁舎の建設スケジュールとして案でお示しをしたものについては、令和7年の春というような形でご説明をしてきたかと思います。

一般的には、引越し等にかかる時期を見越して、連休明けの日にちに設定することが多いというふうに聞いておりますけれども、これからまだ基本設計、基本計画、基本設計、実施設計と進めていく中で、そのスケジュールについてもスケジュール通りいかないことも出てこようかと思えます。ある程度の目処が立った時点で移転日については、この日というふうに決定した折に、規則の方で定め移転日を決めるというものでございます。よろしく願いいたします。

○議 長 3番よろしいですか。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 では、条例はそのときに設定するというふうに考えるのではなく、今からどうしてもこれを作っておかなければならない、という理由は他にあるんでしょうか。

○議 長 総務課長。

(総務課長 安江章君)

○総務課長 これについては以前もご説明をさせていただいたかと思っておりますけれども、現在、土地の場所については、候補地という形で決めておりますけれども、まだこちらについては購入にいたっておりません。

この土地を購入するにあたって、土地収用法の規定を適応させるために、この条例の施行が必要になってまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 はい、3番。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 土地収用法というのについて、もう少し詳しく教えてください。

○議 長 総務課長。

(総務課長 安江章君)

○総務課長 税金の控除が適用されると、簡単に言いますと、そういうことになります。

○議 長 3番、わかりましたか。税金がつかないようにすること、公費にしてね。

はい、副町長。

(副町長 佐伯正貴君)

○副町長 この前の議員協議会でも説明したと思うんですが、しましたよね。そのときに質疑もそんなになかったんで、それで終わってますが、他の議員さんにもいくらかでも説明しましたが、今回のその土地については、まだ今買っておる状況ではないです。契約をしている状況ではないです本契約については。金額もちろん全く明確ではない、予算もちろん今つけてる状況ではないです。

土地を買う場合については、あの今日、公共の部分については道路も同じようにですが、その時には普通に土地を買いますと売った方については、土地代が入ります。その分については税金がもちろん所得でかかってくるので売った金額の2割なりそういった金額で所得税を持っていけます、町県民税もちろんかかります。その際の制度として公共事業については、その所得税を予め協議をしておけばかからないという制度があって、そうしますと、例えば1000万で買った土地については本人さんのところに1000万入るわけですね。そこから税金払わないので、手取り自体もそのままになります。私どもが土地のその交渉する場合には、その金額、本人さんに残る金額でお話ができるわけですね。これが、何も協議せずに普通に買えますと、本人さんのところには例えば1000万でお願いをしても、残る金額は800万円700万円減ってきますのでそういった中でお話をする中で、土地の収用法、今言った法律ですね、こちらの方かけて税務署の協議をして、その後に契約をさせていただくので、という話をしてあるところです。その協議が本来ですと道路等を学校とかもそうですが、そちらについてはそんなに手間かからず、税務署協議へ行くだけで済むのですが、その土地収用法の中に、役場の庁舎っていうのが実は項目に入ってなくて、そう簡単には進まないのです。その中で協議を進めるには県にとりあえずお話をして、県から国へ行って承認をいただいて税務署より手間がかかってくるのでそれがおそらく1年ぐらいはかかっていくということでそれが進まないと、その本来のお話する手取りの金額では本人さんの手元に残らない。なので、町としても、国の方に税金で持ってくるよりはその協議をしまして私どもの費用もかからずに済みますし、本人さんの方にもしっかりと残るのでそんな形で進めたいということでお話は進めてきて説明申したと思います。

その手続きのために必要になってくるのが、まずこの役場の位置を定める条例がもうはっきり議会の方で議決されて議会も承認のもとであるという証明にもなりますので、その条例が必要ということで今回は出させていただいております。協議会の時は、この条例定める条例ではなく変更に関する条例の一部改正という形で出したので、そのときに説明を、多分あの総務課長からして当日は定める条例にということでお話ししたと思いますが、そういった形の中で流れがある状況での、この今回の条例のとなりますのでご理解いただけたと思います。

○議 長 はい、3番。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 はい。説明いただいてありがとうございます。もう少し優しく対応いただけるともっとよかったと思います。例えば1000万で、土地買う場合に、2割の税金が発生するから。そういった条件では売主の方は売り手の方はもうそういった交渉は一切受けずにということが大前提だったのか、それとも最初から公的な機関の役場の庁舎というのは入ってないので、役場の庁舎も、県と国に認めてもらってそうして、税金がかからない状態で、土地を売り買いするよということを内々で約束していたのか、そういったところがちょっと不透明ですと、やっぱり住民の方たちはどうやってこの土地をやりとりしたんだというふうに思われると思いますので、その辺がクリアになりますようお願いを申し上げます。

○議 長 はい、総務課長。

(総務課長 安江章君)

○総務課長 金額については、なかなか具体的にもちろん申し上げることはできませんけども、交渉する際に地主さんにしてみれば、土地収用法で税金がかからないという方法と町の方で、別になくかからなくてもいいと、その分上乗せをしてくれればいいよという、結局自分の懐に入るところが同じであればいいというお話にはなってくるかと思います。ただし、やはり町としても少しでも歳出を少なくしたいという思いの中で、何とかこの土地収用法にかけて購入したいという形で進めているものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 3番。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 ちょっとしつこいようで申し訳ございませんが、では先方さんは、この土地の金額について、これでいいというふうに何かこう、金額的な提示をこちらがしていて、向こうがそれでは、うちの取り分少ないので、何とか満額お願いしますというふうになっているのか、今、金額は決まっていないというふうにおっしゃったんですけれども、あの前回はこの土地はだいたい評価額はこのぐらいだというようなところで話を進めているというふうに聞いて理解をしているつもりなんですけども、その点についてもう少しこちらがその分を先方さんのご厚意で、今回お譲りいただけるかもしれないところで、その金額についてどなたがどのように交渉されていくのかってことだけ、教えていただけますか。

○議 長 総務課長。

(総務課長 安江章君)

○総務課長 あの金額が決まっていないと申し上げたのは、まだ契約に至っていないということと、ご理解いただきたいと思います。ただし庁舎の位置については、ここで進め

たいということでここでご説明をさせていただいている状況でございますので、当然の了解が得られていないことには、お話しはできません。それについてはやはり当然、金額等についても伴うものでございますので、金額もお示しした中で内諾をいただいて、本日の上程となっております。

○議 長 はい、いいですか。

(3 番 梅田みつよ君)

○3 番 申し訳ございません、すっきりしないので申し訳ございませんが、またあの、今決まっていない状況でこの話を進めて、この条例を制定することによって、何か町とか住民にとって不利益なことは起こらないということによろしいでしょうか。

○議 長 総務課長。

(総務課長 安江章君)

○総務課長 その点はないと思っております。

○議 長 はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、服部さん。

(1 番 服部圭子君)

○1 番 質問なんですけど、この 1705-2 というところが、何筆かある中の代表として書かれているんですけども、1ヶ所マンションのところについては、全協で価格等の面で現在では、先方様ももちろん売る気はないということと、価格が折り合って向こう様が売りたいということであれば、そういうことも将来的にはあると、いうようなお話だったんですけども、この規定の中には、この一筆だけがここに書いてありますが、その何か詳しいところは現状、私たちに示されているちょっとマンションのところを省いたところが庁舎の位置だというふうで、きちっと何か記載をされた上での、あのこの代表の一筆というふうでよろしいでしょうか。

○議 長 総務課長。

(総務課長 安江章君)

○総務課長 これも議員協議会の折に説明をさせていただいたように記憶をしておりますけども、まずあのマンションの土地については、もともと向こうとして、お売りになるというお話がなかったものですから、その点についてまだ価格についての交渉ということもしてはおりません。将来的な話については、あの時点でお答えをするという状況にありませんけれども、当然価格であるとか必要性であるとかそういったものを検討した上で、必要あると、価格についても問題ないということであれば、購入するということも将来にわたってなくはないというお話をさせてもらったというふうに記憶しています。それがまず 1 点目でございます。

それから個々の番地の場所でございますけども基本的にはこれ今パチンコ屋さんが建っている土地になろうかと思えます。これも前回ご説明させていただきました

けども、基本的に番地の位置の決め方、いろいろございます。1番面積の広いところを2筆以上ある場合に1番にするとか、玄関口があるところを1番にするとかいろいろな例があるようですけども、今回は1番広い面積のところをとらせていただいたというものでございます。

○議 長 よろしいですか。はい、他に質疑ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○議 長 はい、討論を終わります。採決します。
議題27号を原案の通り決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号「白川町役場の位置を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第11 議第28号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例及び白川町手数料条例の一部を改正する条例について」

○議 長 日程第11 議第28号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例及び白川町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)

○総務課長 議第28号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例及び白川町手数料条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「異議なし」の声あり)

○議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○議 長 討論を終わります。採決します。
議第28号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議 長 ご異議なしと認めます。よって議第28号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例及び白川町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第12 議第29号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」

○議 長 日程第12 議第29号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 議第29号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○議長 長 説明が終わりました。質疑を許します。
はい 3番。

(3番 梅田みつよ君)

○3番 あの条例改正については特に異議はないんですけれども、あの白川町にない事業所、他事業所部分っていうか、小規模多機能ですとか夜間巡回型訪問介護とかですね、そういった事業所展開ってのは今のところないわけで。こういった例えば老人保健施設ですとか、今のところ白川町に全く事業体そのものが存在しないというものについては、特にこういった条例で定めておくということに問題がないというか、そういう意味があるのかということをちょっと聞きたいと思います。

○議長 長 保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 多分、次の介護サービスの関係のだと思いますね。今は保険の条例になりますので、ここでは今のお話は関係ないと思いますけども、今ご質問を受けましたけども、基本的には今の次に条例のところには出てきますけども、基本的に省令の改正に従って、それにあのそれと同じように町の条例も改正をしておりますので、特にそれがあっても問題はないということであの条例の法改正しておりますのでよろしくお願いします。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○議長 長 討論を終わります。採決します。
議第29号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 長 ご異議なしと認めます。よって議第29号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第13 議第30号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例等の一部を改正する条例について」

○議長 長 日程第13 議第30号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 議第30号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例等の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○議長 説明が終わりました。質疑を許します。

はい、3番。

(3番 梅田みつよ君)

○3番 すいません、121ページ、第6条の2。介護保険法の規則というか、法律の中で主任管理者は、主任介護支援専門員でなければならないというふうになっておりまして、時限措置みたいなのが取られて3年とかっていうふうになってたと思うんですが。今に追加されたあの条文の方は、ただしやむを得ない理由があるときはその限りでねではないというふうな感じで読み解けるんですけど、それは他の自治体も同じような感じでこういったふうに定めているのか。白川町独自でやるのか、ちょっとその辺の取り決めの範囲を、はい、取り決めた理由について教えてください。

○議長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 お話をしましたけれども、基本的にはあの国が定める省令等に基づいて、あの、どこの市町村でも改正をされていると思います。ただ、その中に一部あの、市町村独自という部分もありますので、中にはひょっとしたらその違った表現になってたりする部分もあるとは思いますが、あの基本は多分同じだと思いますけども、あの、一応、よその市町村である場合には、確認は必要かとは思いますが。

○議長 いいの。よそで聞いて、どこで。

○保健福祉課長 各市町村で定めてますので、各市町村ごとにあの若干の違いがある部分がありますので。

○3番 この部分は白川町独自ですか。

○保健福祉課長 基本的には全部本町の場合は省令っていうか、あの国の定めるものに基づいてしてますので、あの、基本的には独自というよりもあの全部従ってます、大抵の市町村の場合は、うちと同じように、省令に基づいての変更をされていると思います。

○議長 3番。

(3番 梅田みつよ君)

○3番 私は現役の介護支援専門員でございますので、ちょっとこれ大変気になる1文です。これについては特に期限は定めずということで解釈でよかったのでしょうか。

○議長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○保健福祉課長 ここについては期限はありませんので、また改正等があるまでは、同じ状態で続くというふうに思っております。

○議長 よろしいですね。説明終わりました。質疑ありませんか。

- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
- 議第30号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって議第30号「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第14 議第32号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」
- 議 長 日程第14 議第31号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 説明を求めます。企画課長。
- (企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 議第31号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
- 議第31号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって議第31号「白川町中小企業者の経営安定資金融資に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第15 発議第2号「白川町議会基本条例の制定について」
- 議 長 日程第15 発議第2号「白川町議会基本条例の制定について」を議案とします。
- 説明を求めます。1番、服部圭子君。
- 1 番 発議第2号「白川町議会基本条例の制定について」議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
 発議第2号を原案のとおり決することに、賛成諸君は起立を求めます。
- 議 長 起立多数であります。よって発議第2号「白川町議会基本条例の制定について」は原案のとおり可決しました。
- ◇日程第16 発議第3号「白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」
- 議 長 程第16 発議第3号「白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」を議題とします。
 説明を求めます。3番 梅田みつよ君。
- 3 番 発議第3号「白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 はい、嶋田君。質疑だぞ。はい、細江君。
 （7番 細江茂樹君）
- 7 番 今、提案者の方から説明があったんだけど、この3条、3条の1万円。前、これを委員会で説明があったときは3万円だったんだけど、何故1万円になったかということと、そして付則のところですね。経過措置として2ありますよね、令和3年度月額1000円ということは、3条とあってこんな感じだけどそのへんはどうなんですか。
- 議 長 はい説明を。服部さん。提案者、はい。
 （3番 梅田みつよ君）
- 3 番 では、説明をさせていただきます。3万円が1万円になった理由につきましては、数回におよび、議長と副議長の方で執行部の方と何度もちょっとあの交渉に当たられたということでございますが、その結果ですね、副町長の方から月3万円ではなく、1万円ぐらいが妥当なのではないかという助言を受けまして、月1万円ということで提出させていただくということになりました。
 それから令和3年度の計画1000円につきましては、今ある予算の範囲を、令和3年度分は令和3年の、令和4年の3月31日までの今、議会の中に残されている予算の範囲内で考えておりました。今は予算、予算の範囲が限られておりますので月額1000円ということで、今年の年度末までは月額1000円を交付するというふうに決めました。
- 議 長 はい、副町長。
 （副町長 佐伯正貴君）
- 副町長 特に何も言うつもりなかったんですが、今私の名前でしたので言っときますが、確かに正副議長さんで、私のところにお見えになって調整の話がありました。でも

その際に、今細江議員さんの方から話があった3万円、月額3万円の内容で、私達の議員協議会も説明を受けたので、3万円ということで伺っておりました。その中でお話をした中でですね、3万円の根拠はどうという話もさせていただきました、この3万円にかかるところの根拠の積算の表のようなものをいただきました。年間に40何万必要であるとそのうちの36万円を活動費でほしいという表をいただきました。その中で、お話をした中で3万円は県内の町村で出るところは白川村だけですかね、白川村と可児市も出ておりましたが、調査については、日本中どこを見ましても、これは副議長さんからお話ありましたが、9000なにがし位の金額は平均であるというところで、3万円はさすがにちょっと1万円ぐらいが町村としては妥当な金額でしょうねと話しましたが、1万円なら私は政務活動費を認めると言った覚えはないので、今もしそういうふうにとられたならばそのように訂正をお願いしたいと思います。

○議 長 協議。はい、暫時休憩します。

○議 長 では、細部について副議長が把握しているということなので、今、協議しましたので説明を求めます。副議長。

(1番 服部圭子君)

○1 番 副町長との調整については私の方が活性化委員長例もあるということでやらせていただいておりますので、私の方から説明をご質問に答えたいと思います。

まず活性化委員会の中で、3万円という件とかは、あと今年度についての金額については、討論をしましたところ、5000円にするか、そこを1000円にするか、そういった点を持っても活性化委員会の中では、同一の賛成のご意見が取れませんでしたので、今回のこの提案は、発議ということで議員が発議させていただいております。発委ではなく発議ですので、その辺はご了解ください。

そして提案者として、協議をしたところ3万円というところと1000円ということについての検討を重ねてきました。

改めてそれについて答えさせていただきます。副町長との確かに本当におっしゃる通り、だからといって賛成はできない、賛成するという事は決しておっしゃっておらず、町としてはやはりなぜ、十分な期間もない中で今回の提出なのかというところにご理解が得られず今日に至っております。

そして、妥当な金額として、来年度予算についてここで条例で決めさせていただくわけですので今年度については、1000円というのは合計いたしますと、1人7000円×9名ですので、6万3000円の政務活動費ということになります。現在、お恥ずかしい話なんです、議会は研修費として予算要望も今まで1回もしてきておりません。そして研修費にしか出ておりませんので、政務活動費といった個人の活動費には出ておりませんので、研修だけには21万円というのが今年度の

予算でございます。

21万円というのは旅費も含めたものですので、約2人か3人が1回の研修に行くというような金額でございます。その中から6万3000円を政務活動費に充て、そうすれば、9月からの改選後の皆さんが14円のこと物で7万円は個人の政務活動費、そして14万円がこれまで通りへ研修に行くことができる予算として残したものでございます。やはりここで、活性化委員会でも全員の賛成ということが得られませんでしたので、やはり今年度の予算の中で政務活動費を作っていくということで1000円にさせていただきました。

そして3万円を1万円にしたということですが、やはり来年度予算に関わることであるので本来なら、来年度予算については3月に制定すればいいのではないかなというようなご助言も執行部からいただきましたが、なんといっても私たちは今現在の議員という職しかありませんので、今回の制定を次に至ったわけです。

で、来年度予算について3万円ですと、合計36万×9人ですので、約300万円が予算として計上していただかなくてはならないんですが、現在私達が、研修等に予算化されておりますものは東京陳情、または行政視察等を含めると約、そうですね50万円ほどの予算は確保されておりますが、300万円となると250万円の追加予算を含むものでございます。

それを今、来年度予算について、私たちがあの要望するというのは、やはり実際は3万円というのは、この政務活動については、必ず必要なものではあります。がそこまで来年度予算について私達が要望するということについては、控えるというふうにいたしました。

それで副町長の雑談というんですか、交渉調整の中で、やはり平均、先ほどおっしゃったように、町村では平均月々9500円というのが平均値です。もちろん町議、県議となりますと、年間180万円、396万円という金額で政務活動をプラス部屋もあり、机もありというような環境で政務活動されておられるんですけども、町村の議員もさらに市議会よりも本当に課題が山積している中、そういった議員の活動を求めていこうということで、それに対して予算の範囲内でできる金額として1万円を私たちとしてはですね、来年度予算に十分ある予算であると考えまして1万円と変更をいたしました。

活性化委員会の皆様には、これは発委ではございませんので、提案者としてそのように説明をさせていただきます。ご理解ください。

○議長 ほかにありますか。

(7番 細江茂樹君)

○7番 それがなかったとその発委か、発議だ。発議だもんだからはないっていうのは何のための活性化委員会だったのか。そのために協議したんでしょ。協議した内容

が違っては、提案者から説明した後、こちらが活性化委員会の中で、受けたものが違うってのは、あまりにも急で、活性化はなんだって、なんで勝手にやればいいってこと、そちらで。活性化委員会の意味が全然ないような感じがする。その辺。

○議 長 他にその質疑ありますか。

梅田さん、提案者3番。

(3番 梅田みつよ君)

○3 番 本当は月額3万円ということで、今日の発言に臨むというふうにしておりました。しかしながら、やはり、町長副町長が小野発言に対して反対するという姿勢があるというふうな情報をどこからか確認をさせてもらいまして、では、やはり3万円ではそういった予算は当然、到底組んでいただけないのかというふうに残念に思いました。

その件について、昨日どうしたものかと思ひまして町長にお電話をさせていただきましたがでていただけず、折り返しありませんでした。

そして細江さんにも細江議員の方にも連絡させていただきましたが、これから用事があるので後で話すと言われ、そこでそれ以降折り返しの電話はなかった。

ということでございまして、これは委員長と副委員長、そして、今賛成、前回の会議の段階で賛成していただいている方々。今回反対すると表明されている前回の会議での、反対されているという方々。反対されている方々は何がどうで、金額がどうで、内容がどうで、そういったこと関係なく反対をされるということでございまして、今回、昨日、委員長からLINEにて皆さんに連絡をさせていただきました。そのラインの内容は見ていただいているのかいただけていないのか、ご連絡もございません。確かにそういう状況で最終このような形になりましたけれども、発議として今回出させて発委ではございません。

委員会として提出したのではなく、発議として私が発議の提案者となりそして、それに賛同いただいた服部議員、佐伯議員が、共にこの提出に当たってくれたということでございますので、よろしくお願いします。

○議 長 はい、説明が終わりました。

(7番 細江茂樹君)

○7 番 発言が違うと思うよ。

○議 長 主旨は何だった。なんで変えたのか、1000円を3万にしたとかそういう話？

○7 番 そういう話じゃない。発議だったら、委員会も何もいらなかったというのよ。委員会で今まで説明したものが何も要らなくても勝手にできるのかということを聞いたんです。その辺の返事をくれと。

○議 長 金額のことだな。

○7 番 だから金額のことじゃないって。全然違う。

- 議長 暫時休憩します。
- 少し時間を5時までっていうのを6時までにとちょっと延長し、早く終わりたいと思いますけれども、一応延長していかないと決まりが5時ということですので、事前に議長が延長すればということですので、6時までということで承知いただきたいと思います。
- 議長 長 はい、再開します。
- 時間、時間が5時まででしたけれども、ちょっと長引くようでございますので6時まで延長させていただきますので、よろしくお願いします。議長ができるということが書いてあります、おわり。
- 暫時休憩します。
- 議長 長 議事進行します。質疑はないですね。討論にします。
- はい、再開します。
- それでは討論をします。討論お願いします。反対討論です。反対が先ですから。嶋田。
- (5番 嶋田有康君 登壇)
- 5番 わたくしは、今回の白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について反対の立場で討論を行います。
- まず最初に申し上げておきます。政務活動費の必要性は十分認識しており、反対するものではありません。
- しかしなぜ今なのか。8月には任期満了となります。町執行部においても、大きな疑問の声が上がっております。
- 次に、なぜ新年度まで。待てないのか。8月22日には新しい議員が誕生いたします。今回の選挙では、大きく顔ぶれが変わることは予想されます。この時点でも4名の候補予定者が決定している様等聞き及んでおります。そんな大事な選挙を目の前にして、今決めてしまうことの安易が考えが理解しかねます。
- もともと、本定例会で、成立させようとする事自体、拙速すぎると思います。
- また、議長においては、中立性と尊厳性に欠けた行動がみられたことは誠に残念でなりません。以上のことを申し上げ、反対討論といたします。
- 議長 長 はい、討論は終わりました。反対討論、はい、細江君。
- (7番 細江茂樹君 登壇)
- 7番 私は反対の立場で討論をさせていただきます。
- 先ほどですね、議会基本条例が決まりました。これは私はちょっと賛成をしませんでした。この中に書いてある条文とか、そういうものが賛成をします。
- だけど、今回のこの、これとあわせてですね、政務調査用活動費を考えた場合には、どうしても賛成ができなかったということです。

その理由としてはですね、議会の基本条例の中に、議員の資質と能力を高め続けることというふうで、これ提案説明をされてますよね。またその条例の中での第7条ありますよね。7条を考えた場合ですね、これも議員の品位の保持とか責任の責任感とか、そういうものが書いてあります。

だけど今回の委員会の中でですね、私納得できないのは最後の委員会ですよね。最後の委員会に委員が出席してなかった。ね、それが理由が何かというと、自分の仕事を優先するというようなことで、なおかつそれを委員長が承認している。またこれは白川議会会議規則の中に、あの事故とかねそういうものがあれば、これは議長に報告する義務があるということなんですね、で議長から聞いた話では、俺は朝聞いただけ。そういう話だったんですね。だからそんなようなことで、果たしてこの議会の大事な会議を休んでまでね、いや、やっておいて、そしてその中でこの政務委政務の政務活動費を出せというのが、果たしてこれ町民に理解されるのかということなんですね。到底、私は理解されるものじゃないと思ってます。その中で、条例に関しては、私は反対で言う立場で、討論させていただきました。

○議長 長 はい、他に反対討論ありますか。

はい、次、賛成討論をお願いします。はい服部さん。

(1番 服部圭子君 登壇)

○1番 はい条例に対して賛成の討論をさせていただきます。

先ほど反対討論のことを言われたことから、それについて賛成の立場でこの答えというか討論させていただきます。

この政務活動費に条例については、活性化委員会の中でも皆さん賛成である、ということをおっしゃっていただいていたいました。

そのところに至ったのは、もともと若い委員、そして多様な議員がこの議会には必要で、そういった活動を続け、また、資質の向上を図っていくためには、そういったものの確保が必要であるというような議論が皆さんで共有されております。

そしてまたアンケートによりますと、アンケートというのは広報委員会です。アンケートですが、その中に自由記載がございまして、その中に300人のアンケートの答えの中107名の方が自由記載があり、その107名の方の中の33の方が議会の議員のレベルの低さ。そして、資質向上を求める声、そういった声が多くありました。

また11名の方が、情報公開、町民参加、そういったものを求める声が多くありました。約半数の方々が、議会の資質向上、そして議員のしっかりした働きをもっと公開して欲しい、そういうような声がございました。

この議会の、恥ずかしい部分をここでお伝えするのは心苦しいんですが、最初か

らこの議会、町民と語る会などの計画には全く消極的で、そういったこともできませんでした。また、研修に行く議員も非常に少なくなっておりまして、年間、2人か1人そんな状態でした。そんなときにコロナがございまして、確かに今までは、いろんな能力のある議員さんたちで、そういった町民の声も日頃からお聞きになっておりますので、そういった点について不足があったとは申しません。

ですが、コロナ禍にありまして、議会を開いて、何とかこの事態を解決しなくちゃいけない、そういったときに、議会を開くということがなかなかされなく自主的に勉強会ですとか、そういった何かしなくちゃということで有志で町民の方にチラシを配布したりとか、そういう活動を行ってきました。そういった中、コロナになり、これではいけない、私達はもう学ぶことがいっぱいあります。オンライン化についても本当に同じのテレビの画面一つ操作できない、ような状況で、そんなときに学んで学んでそういったオンラインでやることを議員の皆様で共有したりもしてきました。そんな中、そして今反対の意見でなぜ今なのかということですが、そのような経過の中で、私達は次のこの9月の議員さんからはもういっぱいいっぱい学んであちこちに調査に行き、そういった今の白川町の現状を打開するような、そういった資質の向上をいち早く始めてほしい。そういった意味で、この政務活動費というのを上程しております。

この政務活動費といいますのは、今まで議会費で確保されておりました研修費とは異なりまして、上程してあるものにもありますが、例えば図書費、例えば視察へ行くそういったときの交通費、旅費に今までにはそういうものは全くあの報酬の以内でやりくりをしておりまして、報酬現在21万5000円です。確かに他の報酬がある方は、そういった活動について自分の自費で行うことはできるかもしれないんですが、今この町村にあって市議と県議を比べますと報酬は平均しても20万近くです。プラスこの政務活動費もないということは、この町の責務を果たす議員としての責務が果たすことはできない、そういった十分に学び、ぶことができる環境整備というのが一番大事だということで、この政務活動費というものを作りました。そして執行部との調整については確かに現在のところ、あの出来て、出来てなんていうか、執行部も政務活動費は十分理解できるというようなご反応をいただいております。なのになぜ今なのかということとはご疑問だと思います。ですが、議員という職について、ちょっとその違いをお話したいと思います。職員の方は、今少し作っても、9月でも来年でもそれを実行することができます。でも、議員というのは、たった4年間の任務なんですね。ですので、今までの経過を知り、そして今回何期もやられておられるね、議員さんがこの政務活動費は必要だ。新しくした議員さんにそういった前のことも含めてこの政務活動費を作っていただけとはちょっと思えなくって、むしろ私たちこそ、今ここで政務活動費を作り、来期からの

議員さんたちへ送っていく、そういった覚悟で、今回をしております。執行部からみたなぜ今なのかというのは理解されないかもしれませんが、でも本当に議員はたった4年間の任務なんですね。ですので、私達はここで結果、廃案かもしれませんが、どうかどうかその辺のことをご理解いただいて、この政務活動費についての賛同を得たいと思い、賛成の討論とさせていただきます。言葉足らずであったかと思いますが、以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議 長 はい、賛成討論も他にありませんか。はい、それでは討論を終わります。

○議 長 先ほどあの議長が不公平なことを言ったような、反対討論の方ちょっと言われましたが、私は公平盛大に、ただ私も1人の議員ですんで、賛成と反対が私の意志でございますけれども、議長として不公平な取り扱いをしたとか、そういうことを言われてまして、若干私も、立つ立場がございませんのでちょっとご抗議を申し上げておきます。

○議 長 それでは討論は終わりました。採決します。

発議第3号を原案の通り決することに、賛成諸君の起立を求めます。

可否同数であります。

可否同数の時は、地方自治法116条第1項の規定により、議長が決することになっております。

議長は、「可」と決します。よって発議第3号「白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」は原案の通り可決しました。

◇日程第17 発議第4号「白川町議会会議規則の一部を改正する規則について」

○議 長 日程第17 発議第4号「白川町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

説明を求めます。6番 渡邊昌俊君。

(6番 渡邊昌俊君 登壇)

○6 番 発議第4号「白川町議会会議規則の一部を改正する規則について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「異議なし」の声あり)

○議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○議 長 討論を終わります。採決します。

発議第4号を原案のとおり決することに、賛成諸君は起立を求めます。

○議 長 起立全員であります。よって発議第4号「白川町議会会議規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決しました。

◇日程第18 議第32号「財産の取得について」

- 議 長 日程第 18 議第 32 号「財産の取得について」を議題とします。
説明を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 三宅正仁君)
- 保健福祉課長 議第 32 号「財産の取得について」議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第 32 号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって議第 32 号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第 19 議第 33 号「令和 3 年度白川町一般会計補正予算（第 2 号）」
議第 34 号「令和 3 年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」
議第 35 号「令和 3 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第 1 号）」
- 議 長 日程第 19 議第 33 号「令和 3 年度白川町一般会計補正予算（第 2 号）」、
議第 34 号「令和 3 年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、議第
35 号「令和 3 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第 1 号）」の以
上 3 件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査特別委
員会に付託して審査することとしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会に付託することに決定しまし
た。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第 46 条第 1 項の規定により、委員会審査を 6 月 18 日まで
に終わるよう、期限を付したいと思います。
これにご異議ありませんか
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、審査期限は 6 月 18 日とすることに決定しました。

○議 長 お諮りします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて延会することに決定しました。
ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日１８日、午前
１０時から分館大会議室において予算審査特別委員会を開催し、その後、本議場
において会議を開き、委員会の報告を求めます。
はい。どうもお疲れさまでした。

(午後５時８分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員